

平成18年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年6月14日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 嶋田善行 | 2番  | 松田正   |
| 3番  | 飯邊昭二 | 6番  | 浅井正八  |
| 7番  | 小野楨雄 | 8番  | 坂口徹   |
| 9番  | 浦野圭司 | 10番 | 堯川勝義  |
| 11番 | 三木誓士 | 12番 | 木田守彦  |
| 13番 | 木澤正男 | 14番 | 里川宜志子 |
| 15番 | 中西和夫 | 16番 | 中川靖広  |

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |     |    |      |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 浦口楨 | 係長 | 峯川敏明 |
|--------|-----|----|------|

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 小城利重 | 助役     | 芳村是  |
| 収入役     | 中野秀樹 | 教育長    | 栗本裕美 |
| 総務部長    | 植村哲男 | 総務課長   | 清水建也 |
| 総務課参事   | 堯田昌敬 | 企画財政課長 | 西本喜一 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長   | 藤原伸宏 |
| 住民生活部長  | 中井克巳 | 福祉課長   | 西川肇  |
| 健康推進課長  | 植村俊彦 | 環境対策課長 | 植嶋滋継 |
| 住民課長    | 阪野輝男 | 都市建設部長 | 藤本宗司 |

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 建設課長   | 加藤保幸 | 観光産業課長  | 今西弘至 |
| 都市整備課長 | 藤川岳志 | 都市整備課参事 | 堤和雄  |
| 教委総務課長 | 野瑤一也 | 生涯学習課長  | 山瑤善之 |
| 上下水道部長 | 池田善紀 | 下水道課長   | 谷口裕司 |

---

1, 議事日程

日程1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長 (中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しています。浦野議員には、午前中欠席の連絡を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、3番、飯邊議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯邊議員。

○議長 (中川靖広君) 3番、飯邊議員。

○3番 (飯邊昭二君) これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の子育て支援についてであります。日本人女性1人が一生に産む子どもの平均数に当たる合計特殊出生率が、史上最低の1.25になったとのニュースが報じられている。また、少子化社会に関する国際意識調査は、日本を含めた5カ国の子育て世代の意識を調査した結果、子どもは2人ないし3人欲しいが、これ以上は増やさないとする人が5割を超えている。現在、日本の男女の多くが、子育てに対し、働くことの両立や経済面で不安を強く持っていることを示しています。

少子化対策の基本は、子どもを産み育てることへの不安感を可能な限り取り除くこととあります。また、そのためには、喜んで子どもを産み育てられるように社会条件を整えることが求められております。少子化を止めるには、即効薬も特効薬もありません。一つ一つのことを着実に進めていく取り組みが必要と考えます。

当町としても、子育ての環境の整備、地域がどのようにして子育てを支え育んでいくのか、課題がたくさんあります。また、その実現のために、次世代育成支援行動計画をもとに、子育て支援事業に取り組むように計画されております。

そこで、以上のことを踏まえて、2点についてお伺いいたします。

まず・点目の、企業の協賛による支援について。

現在、子育て中の家庭の負担を軽減しようと、買い物や施設を利用する際に、料金割引や得点を受けられるサービスを提供する自治体が広がっています。企業の協賛による子育て支援が提案されている。次世代育成支援計画の中に、子育てをまちぐるみで支援するために、各種団体、事業所、企業等へ連携し、支援の強化を図るとのことですが、具体的にどのように進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県におきましては、平成17年3月に策定をいたしております奈良県次世代育成支援行動計画に掲げております「結婚や子育てに夢や希望がもてる社会の実現」というのを目指しまして、「結婚ワクワクこどもすくすく県民会議」というものを組織をされ、県民運動を広く展開をしているところでございます。

ご質問の企業の協賛における子育て支援の関係でございますけれども、「なら子育て応援団」というものがございます。子育てを応援する企業、店舗、NPO等を募集をしながら子育て応援団に登録をさせていただきまして、その活動を広報・支援することで、地域における子育て支援の輪を広げていこうというものでございます。

まず、このなら子育て応援団には、4つのグループがございまして、そういう4つのグループに分かれております。

その1つには、子育て家庭歓迎隊という組織がございます。店舗内に、授乳室、おむつ替えコーナー、プレイルーム、育児相談コーナーの設置や、粉ミルク用のお湯や離乳食の提供など、子育て家庭にやさしい設備や付加的サービスの提供を行う企業ということで、現在この子育て家庭歓迎隊には43社の登録がございます。

2つ目といたしましては、多子世帯応援隊という組織でございます。18歳未満の子どもが3人以上おられる世帯に対しまして、料金の割引サービスとか入場料の減免などの経済的支援を実施をさせていただき企業で、現在は115社の企業が登録をされております。

3つとして、従業員家庭応援隊というグループがございます。育児休業制度や勤務時間短縮制度の充実とか、子育てを支援する独自の支援制度や職場環境の整備などを行い従業員の子育てを応援する企業でございます。現在、このグループには29社の登録がございます。

4つ目といたしまして、地域子育て応援隊というグループがございます。その他の子育て相談とか託児支援、親子を対象とした体験、交流活動の実施、子育て講座の開催、子育て支援情報の提供を行いますNPO等の団体として、現在このグループには52の団体が登録をされている状況でございます。

当町の状況を申し上げますと、4つのグループには登録をいただいている企業はございますけれども、これも重複をしているということでご理解をいただきたいと思っております。まず、子育て家庭歓迎隊には2社の企業が、多子世帯応援隊でも2社、従業員家

庭応援隊でも2社、地域子育て応援隊でも2団体が登録をされて子育て支援活動に協賛をしていただいているところがございます。今現在、奈良県並びに当町で登録をされ、このなら子育て応援団として協賛をしていただいているというような状況でございます

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、部長から答弁がありました「なららちゃんカード」は、県が社会全体で子育てを応援しようと、県内の企業などの参加を募って、去年の8月からスタートをしたものですが、まだ町内の住民に十分周知されていないのではないかとということで、今回一般質問をさせていただきました。

現状を聞きますと、応援団である企業が6社で、特に多子世帯応援隊が2社にとどまっている。今、部長の方から、商工会、企業働きかけ云々ということで、サービスを広げていく。また、一方で、町内の応援団の方には、特典、いわゆるメリットとして、町のホームページや広報、地域の情報紙等で応援団を積極的に紹介することにより、社会的な評価が高まり、また協賛する企業が増え、また子育ての支援に対する意欲が高まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、「なららちゃんカード」の関係で、議員からもご発言がございましたけれども、その中で、当町の取り組みの状況も含めて申し上げますと、多子世帯登録の企業のサービスを受けるために、議員もご承知のように、こういう形でこのカードを広報させていただいております。この発行状況につきましては、奈良県では、一応全多子世帯で約2万1,000世帯、18歳未満の3人以上の子どもさんがおられるのが約2万1,000世帯ということで聞いております。その中で、このカードを交付されているのが約1,200世帯ほどであろう。率で申し上げますと、6%ほどの世帯にこのカードが交付をされているような状況であるというふうに聞いております。

そして、当町におきましては、6月9日現在で申し上げますと、斑鳩町では18歳未満の3人以上の世帯が約320世帯ほどございます。その中で、66世帯、率で申し上げますと20.6%の世帯にこのカードを交付をさせていただいているところがございます。

この「なららちゃんカード」の発行につきましては、現在、児童手当の現況届の受け付け期間中でもございますので、窓口でその制度をご紹介を申し上げて、このカードの

交付に努めているところでございます。昨年にも一度、11月に広報で掲載をさせていただいておるんですけども、再度そういう形での制度の周知に、広報誌等に掲載をして周知に努めたいというように思っております。

そして、企業への啓発の関係でございますけれども、このなら子育て応援団への協賛ということで、私どもの方では、そういう形で昨年の11月には広報に掲載をさせていただいた後働きかけもしておらないというところでございます。当町で協賛していただいている企業というのが、先ほども申し上げましたような形でわずかでございます。そういうところから、商工会等にも働きかけをさせていただきまして、そういう形での協賛をしていただけるような形で取り組んでいきたいなというように考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、報告を聞きますと、かなり急増をしているということで、取り組んでいただいているということですが、今後、未来を担う子どもたちの成長や、子育て家庭を応援するためにも、行政、企業、地域が一体となって子育ての環境づくりの場を積極的に展開していただけるようお願いしておきます。

次に、・点目の、妊産婦への支援、マタニティマークの活用についてでございますが妊産婦にやさしい環境をつくることは、子育てをするに当たっての原則です。子どもがすくすくと成長していく過程においては、様々な不安や悩みや困りごとがたくさんあります。特に、妊娠初期の妊産婦は、外見ではわかりにくいので、満員電車で押されたり近くでたばこを吸われるなどの苦痛を強いられているケースがあります。このことを解消するために、マタニティマークが考案されました。

このマークは、妊産婦が身につけたりポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものです。今後、このマークの活用についての見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 厚生労働省の方におきまして、今、質問者も言われていますように、妊産婦におきましては、外見ではわかりにくい妊娠初期の妊婦や産婦というような方々が、公共機関等において、優先的に、そしてまた席の確保や受動喫煙を防止出来る等、やさしい環境づくりということで、広く国民の関心を喚起するために、マタニティマークというものを選定をされた経緯がございます。

これを受けまして、県におきましては、公共機関や各種交通機関、飲食店などに、これに係るポスターを掲示をしていただくように協力の呼びかけをされている状況でもご

ざいます。他の都道府県におきましては、独自にキーホルダーやバッジを作成して希望者に配布をしているところもあるというように聞いております。

このような形で、斑鳩町におきましても、保健センターでこういうポスターを張らせてもらったり、母子手帳を交付をさせていただきます時に、妊産婦さんへこういう形でチラシも配布をさせていただいて、その啓発、周知に努めているところでございます。こういうことで、様々な機会を通しまして、マタニティマークを知っていただきまして妊産婦に対する理解、協力を得るための啓発を図っているところでございます。このことによりまして、周囲が妊産婦に対します配慮がなされまして、より安全性と快適さが確保されることを期待しているところでございます。

今後につきましては、その周知をより進めます一方、マークの活用方法につきましても検討をさせていただきますして、妊産婦により一層やさしい環境づくりに取り組んでいきたいなというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご答弁にありましたように、マークの活用をしていくということで、このマタニティマークの普及によって子育てに対する意識の啓発となるように期待しております。また、今後も、妊婦の方が安心して産み育てるやさしい環境づくりを目指し進めていただきたいことをお願いしておきます。これで1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、2番目の質問に入ります。

住民基本台帳カードの利活用についてであります。住民基本台帳カードは、住民基本台帳法に基づいて、平成15年8月25日から住民に対して市町村が交付しているICカードです。このカードは、高度なセキュリティ機能を有するカードであり、そのセキュリティの高さゆえに、民間においても銀行のキャッシュカードをはじめETCなどで活用が拡大されております。今後、パスポート、運転免許証などがICカード化されつつあります。

当町としても、この住基ネットを利用して、住民票の情報のやりとり、行政機関への申請や届け出に住民票の写しが不要になるなどで活用されています。今後、住基カードは、住民の利便性の向上、行政の効率化等を図る観点から、多目的に利用すべき検討課題が必要と考えられる。

そこで、以上のことを踏まえて2点について伺います。

まず、・点目の住民基本台帳カードの利用状況について。

現在、全国の住基カードの普及率が依然として低迷したままであるとの状況が報じられています。しかし、地域によっては、多目的利用を行うことにより普及率が伸びているところもあります。平成17年度の町政モニターに、住基ネットについて、目を通されていると思いますが、住基ネットがわからない、特に高齢者の方はわかっていないのではないかとのご意見がありました。住基カードについての利用、また活用について伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われておりますように、このカードにつきましては、平成15年の8月から交付を開始をしているところでございます。このカードの交付につきましては、住民基本台帳に搭載されている方からの交付の申請に基づいて交付をするということになっているところでもございます。

当町のこのカードの利用状況につきましてお答えをさせていただきますと、平成18年の5月末日までの交付の件数につきましては、123件ということになっております。今、全国的なお話で低い状況であるというようなことでもございますけれども、平成17年で申しわけないんですけども、8月31現在での人口に対しての交付率で申し上げますと、全国的には0.54%、そして世帯で見えますと、1.35%の世帯に交付をされているような状況ということでございます。このような状況の中で、当町の方といたしましても、言われてますように、確かに利用をさせていただいている状況としては低い状況であろうかと思えます。

このカードの利用の方法につきましては、色んな面で利用が可能になってこようかと思えますけれども、ただこのカードは、写真がついているカードと写真がないカードという2種類がございます。写真があるものにつきましては、公的な証明書として利用をしていただくということも出来るわけで、例えて申し上げますと、先ほども言われてますように、預貯金の新規の開設時の身分証明書とか戸籍の届け時、行政機関の個人情報の開示請求時と、新生児の証明書というような利用方法が考えられるところでございます。また、それ以外にも、公的個人認証サービスを利用いたしましてのオンラインによります電子証明書を利用します公的サービスが受けられるということで、例えて申し上げますと、国税に関する申告の申請といった活用も可能でもございます。

質問者もご指摘のように、交付状況が低いというような状況の中で、これの取り組み



といたしましては、制度がスタートをいたします時には、広報とかチラシを作成をいたしまして各戸に配布をいたすなどして周知には努めたところでございます。また、現在も住民課の窓口でチラシを備え付けさせてもらいまして、住民の方への普及には努めているところではございますけれども、こういう形で窓口で備え付けはさせていただいておるんですけれども、そういう状況の中でも交付という状況は低いと。

ただ、先ほども申し上げましたように、これは住民の方からの申請に基づくものでございますので、強制ではないということをご理解をいただきたいんですけれども、そういうことで、住民の方への周知とか普及には、再度広報で周知を図るとか、窓口での対応を積極的にそういう形で周知を図っていきたいというように考えていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） まずは、今、ご答弁されましたように、住民によりわかりやすいように周知していただきたいことをお願いしておきます。

それと、参考にお聞きしたいんですけれども、住基ネットについての個人情報のセキュリティ関係もございますので、その運用についての研修等を行っているのか、お聞きしておきます。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） セキュリティにつきましては、当然そういう組織等も庁内に編成をさせていただき、なおかつそういう電算機室に入る、その部屋に入っていくのにも、入退室の関係の職員の名前を必ず記入すると。そして、要は、保守点検等で事業の関係の者が入っていくという時には、職員も同行をして必ずチェックを行うというような形でさせていただいております。本体自体の関係につきましては、当然そういう形のセキュリティについては万全をされているような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今後も慎重な個人情報の取り扱いとシステムの運用の向上についての研鑽を深めていただきたいことをお願いしておきます。

次に、・点目の住基カードの空き領域利用について。

カード内の住基ネットで利用する領域から独立した空き領域を利用することにより、様々な住民サービスが可能になり、今後の住基カードの普及率の向上につながると考えます。町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） これにつきましても、制度開始の時に色々ご議論を願いたい。当面の間はこの4情報をもってさせていただきたいということでお願いもさせていただきました。今後、そういうことで、空き領域の活用についても検討課題であろうということでお話もさせてもらってはあったというように私の方では記憶をさせていただいておるんですけども、これらにつきましても、当然空き領域を利用することによりまして、住民の方の利便性というものは図られる可能性としては高いとは思っています。

そしてまた、その空き領域を活用することによりまして、今、質問者もご指摘いただいているように、交付の状況が低いということから、逆を言いますと、そういう空き領域を利用することによって、住民の方の利便性も図られることによって交付率も上昇するということも言えるかも知れませんが、この関係につきましては、今現在、印鑑登録等の関係で、印鑑登録のカードを活用して住民票やその他の証明書がとれるような方法ということで、パゴちゃんカードと、それとこの住民基本台帳カードの2種の制度を使わせていただいております。

こういうことで、この関係から見ますと、色んな方法としてはございますけれども、全国的にはかなりこの空き領域を利用されているということは、徐々にではありますけれども増えてきているのが、この空き領域を利用されている自治体も増えてきているというのが現状であろうかと、このように思います。

このようなことから、まだもう少し研究をさせていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご答弁にありましたように、カードの活用についても検討していくということではありますが、多目的利用については、現在の社会情勢を考えると、やはり検討すべき課題であると思います。例えば、避難所情報管理サービス。災害時に利用者が避難先で避難者情報などを登録することにより、避難先を把握することが出来るシステム。その他、健康情報管理サービス、また救急活動支援サービス等多様部門にわたり検討、研究、調査をする必要が考えられます。今後、住基カードの利活用の手法に関して、例えば検討会議等の組織を設けてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どもの方で、セキュリティに関しますのは、プロジェクトチームをつくって、そういう形で検討をさせていただきました。空き領域につきましても、どういう方法があるかというのは、例示的にも色々示されておったような状況もございます。また、実際にその空き領域を利用しての多目的利用というのでされている自治体もございますので、それらは十分な把握をさせていただいているところでございます。ただ、検討会議を持ってするというようなところではなしに、一応担当いたします住民課の方で、それらをどういう目的で出来るかということをもまずつくるべきではないかと、考えるべきではないかとというように考えておりますので、その会議をつくって組織をするということについては、今のところ考えておらないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 経済面においても負担を伴うことから、費用と効果の面からよく検討していただいて、将来の住民サービスの向上と行政の効率化を目指し取り組んでいただくよう要望しておきます。これで2番目の質問を終わらせていただきます。

3番目の質問に入ります。

火災警報器の設置と義務化についてであります。最近火災による死者が増加している。特に就寝時の火災で、煙を吸って意識がなくなるなどで、逃げ遅れが原因となっている。当町においても、残念なことに、一時頻繁に火災が発生しました。その原因は様々ですが、火災時にいち早く火災の発生を知らせることにより延焼を免れる確率は大きく、また数秒でも逃げ遅れによることによりその生死を分けることとなります。高齢者や障害者の方には、常に不安がつきまといます。いずれにしても、火災発生の早期の発見と伝達が大事であります。

いよいよ、今月の1日より、消防法の改正により、一般住宅も火災警報器の設置が義務づけられるようになりました。今回の改正の目的は、火災による死者で最も多いと言われている逃げ遅れを減らすためのものです。義務化されることにより、今後の普及に多くの課題が生じてくるように考えます。そのためには、住民の方にしっかりと理解をしていただくように取り組む必要があります。

そこで、・点目の既存住宅への火災警報器の普及については、昨日の質問者と同じ趣旨の内容となりますので割愛をさせていただきますが、特に火災警報器の普及時においては、悪徳業者などの押し売り等による販売で高額の商品を買われるケースが考えられ

ます。また、高齢者の方がその対象となる場合が考えられる。チラシ、広報等で注意を喚起することですが、十分にその対応策を考えていただくようにさらにお願ひしておきます。

次に、・点目の設置義務の対象箇所について。

警報器の設置場所は、寝室と、寝室が2階にある場合は階段に設置となっています。複数の警報器を設置しなければならないケースがあり、負担増も考えられます。また、地域によっては、寝室以外に警報設置を義務づけられているところもあり、様々です。警報器の設置対象箇所についてお聞きします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住宅火災警報器の設置義務の対象箇所についてのご質問でございます。

質問者もご承知のとおり、今回の消防法改正の趣旨が、住宅火災による死者が急増している中で、住宅火災の死者のうち約7割が逃げ遅れによるものとなっております。また、この死者のうち、6割近くが65歳以上の高齢者となっております。そういったことから、住宅用の火災警報器の設置を義務付けることになり、火災の早期発見、住宅火災による死者の低減、抑制を図ることとされておるといふものでございます。

そうしたことから、住宅用の火災警報器の設置箇所についてでございますが、1つといたしまして、就寝の用に供する居室、2つとして、就寝の用に供する居室のある階の階段踊り場の天井または壁、3つといたしまして、3階に就寝の用に供する居室がある場合は、これまでの1及び2に加えまして1階の階段部分、4つといたしまして、1から3に該当しない階で7平方メートル、約4畳半でございますが、7平方メートル以上の居室が5つ以上ある階の廊下となっております。

また、設置する位置につきましては、天井の場合につきましては、壁から約60センチ以上離すことや、換気口等の空気吹き出し口から概ね1.5メートル以上離すこと、また壁に設置する場合につきましては、天井から15センチ以上50センチ以内の位置に設置することが定められておるものでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） ご答弁ありましたように、設置義務の対象箇所についても、住民の方にわかりやすく、また誤解のないように周知していただくことを願ひしておきます。

次に、4番目の質問に入らせていただきます。

食育についてであります。すべての世代の人々が食生活に関する知識を持ち、真に豊かで健康的な生活を送ることが出来ることが今求められている。現在、食をめぐる状況は、各世代で様々な課題を抱えています。朝食を抜く子どもが増え、肥満の低年齢化生活習慣病につながる中高年の肥満等々が指摘されています。また、妊婦の過度なダイエットによる低体重児の増加も深刻な問題です。食育は、赤ちゃんからお寄りまで例外なくすべての人がかかわる生活の基本です。飽食、孤食の時代と言われますが、バランスよく食べ、家族そろって食卓を囲むことが、心身の健康につながり、様々な社会問題の克服に通じると考えます。

そこで、以上のことを踏まえて伺います。

食育推進計画策定についてでございますが、豊かで健やかな食生活を目指すため、昨年の7月に施行された食育基本法に基づき、本年度から基本法の考えを具体化し、食育を国民運動として推進するため、食育推進計画が市町村に努力義務として盛り込まれている。今日も新聞を見ますと、奈良県では食育基本法に基づいて、それから県として配備、設置するというところで書いてありました。斑鳩町として、食育推進計画の作成についてどのように考えられているのか、その見解についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も言われてますように、食育とは、生きる上での基本でございます。様々な経験を通じまして、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てることと認識をいたしております。

この食育基本法が平成17年の7月に施行をされたところでございます。当町におきましては、健康いかるが21計画の「食べる」の分野におきまして、うす味にする人を増やす、色々な野菜を食べる人を増やす、朝食をとる人を増やすなどの目標項目を掲げまして、また次世代育成支援行動計画の中におきましては、不規則な食生活から来る生活リズムの乱れなどを課題に掲げ、それぞれの計画に基づいて食に対します事業を実施をいたしているところでございます。

その事業といたしましては、保健センターにおきましては、乳幼児期における離乳食教室の強化や、乳児相談時における個別栄養相談、子育て教室等での指導に努めているところでございます。また、地域の中でも、町の栄養士会や食生活改善推進員が、食育の重要性を認識をいたしまして、保護者に向けた食育教室とか親子料理教室の開催、手

づくりおやつを試食などを通して、食習慣の大切さを伝える活動を行っていただいているところでございます。

質問者も言われてますように、この食育推進基本計画というのは、国の方では平成18年の3月に策定をされております。県におきましては、言われておりますように、本日の新聞で県が条例案の制定の提出をされまして、25人の委員をもってこの食育推進計画の策定に取り組むというような状況というように新聞報道もされております。

それで、本町の取り組みでございますけれども、県で今現在条例案を提出をされ、制定に向けて取り組みをされようとしております。その食育の推進計画を見る中で、当町のその計画が生かせる部分と、そしてまた県の策定をいたします計画との整合性を図る中で、町としてもその計画の策定に向けて取り組んでいきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご答弁ありましたように、当町としても、食育の推進として生活体験、また農業体験を通して、食べることへの意識を高めるように学習機会を設け生涯を通して食の大切さのいわゆる活動をされています。

食育は、食糧自給率の向上や医療費の抑制につながり、そして何より食の大切さを学ぶことは、命の尊さを知ることになると考えます。身近で地味な問題のようですが、すべての人に関係のある大きなテーマとの意識を持ちながら、策定に当たっての検討を期待しております。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（中川靖広君） 以上で、3番、飯邊議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、安心と安全の観点から、青色防犯灯についてであります。

以前に、街灯を替えた結果犯罪が減ったとテレビのクイズ番組で見たのですが、最近になって、奈良県や近隣町村でも青色防犯灯を設置し始めていると聞いていますし、当町においても設置されたということですが、この青色防犯灯の設置意義についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 青色防犯灯の設置意義についてのご質問でございますが、昨年の末当たりから、新聞等におきまして、防犯効果を期待した青色防犯灯の設置の記事が見受けられるようになっております。

この青色防犯灯の防犯効果につきましては、窃盗や強盗などの凶悪犯罪が絶えなかったイギリスのグラスゴー市中心部にありますブキャナン通りにおいて、夜景をきれいにしようということで、街路灯をオレンジ色から青色に替えたところ、犯罪が減少するという思わぬ効果があらわれたということが発端でありまして、この話を聞いた日本の警察の防犯担当者が、青色の光を犯罪抑制のため取り入れ活用出来ないかと検討されたとのことでございます。

そうした中で、科学的な根拠はないようでございますが、色の持つ特性といたしまして、例えば赤色は、色合いで区分すれば暖色に当たり、感情で言えば、積極的、活動的な色として、自分の気持ちを前向きに持ち上げていく効果があるそうでございます。そして、青色につきましては、時間を短く感じさせる効果や、人間の感情を落ち着かせるといったような心理的効果があるとも言われております。

また、光の波長の関係から、赤色やオレンジ色の光に比べまして、実際の照度は半分以下になりますものの、夜間は明るく浮き出るというプルキンエ現象により、見通しがよくなり物体が浮き上がって見えるということから、犯罪者に人目を避けたいとの心理が働くことから、犯罪防止の効果が期待出来るというものでございます。そうしたことから、各地で青色防犯灯設置の取り組みが行われているということでもあります。

本県におきましての主な設置場所を申し上げますと、田原本町の遊戯施設駐車場に40ワットの蛍光灯200基、及び250ワットの水銀灯3基で203基、奈良市のパチンコ店の駐車場には40ワットの蛍光灯119基、及び400ワットの水銀灯16基で135基、奈良県庁の周辺におきましては、250ワットの水銀灯を32基設置されておるといふものでございます。

また、近隣町村におきましては、平群町の竜田川駅前の第1駐車場におきまして20ワットの蛍光灯5基、河合町の近鉄大輪田駅前の駐輪場におきましては20ワットの蛍光灯を24基、大和郡山市の三の丸駐輪場におきましては20ワットの蛍光灯を11基設置されておるといふことでございます。

県内全体といたしましては、その他駐輪場、駐車場を中心におきまして、5月末現在におきましては、民間も含めまして27カ所、623基が設置されているものでござい

ます。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。犯罪の抑止の観点から、青色防犯灯の設置の試みがなされつつあるということだと思います。

斑鳩町では既に設置されているところもあると聞いておりますが、これからの町の対応についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 青色防犯灯設置について、これからの町の対応ということのご質問でございます。

現在、本町におきましては、本年5月に町営住宅の長田団地駐車場におきまして、20ワットの青色防犯灯を2灯設置を行ったところでございます。また、法隆寺駅北口及び南口自転車等駐車場におきましても、蛍光灯の在庫等を勘案しながら、今後順次青色防犯灯への取り替えを行ってまいりたいと考えております。

今後の町全体への取り組み、整備につきましては、他の先進地地域におきまして、青色防犯灯の防犯効果の検証について行われていることから、こうした検証結果も参考にしながら検討をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 先進地域における青色防犯灯の防犯効果の検証結果も参考にしながら検討を行っていききたいとのことですが、町としてはどのような犯罪の抑止を目標にしておられるのか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 青色防犯灯の設置について、どのような犯罪防止を考えているのかとのご質問でございます。

斑鳩町における刑法犯の発生状況で申し上げますと、平成17年中の発生件数は347件となっております。前年中と比較いたしますと、52件の減となっております。そのうち、引ったくり、車上狙い、自転車盗といった非侵入犯、いわゆる街頭犯罪につきましては、平成17年中の発生件数は215件、前年中と比較いたしますと28件の減となっております。全体的な犯罪発生件数は減少いたしておるものの、車上狙い35件、部品盗28件、オートバイ盗20件、自転車盗47件となっており、高い数値で推移しているのが現状となっております。



こうしたことから、このような街頭犯罪の防止を期待し、青色防犯灯の設置を検討しているものでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） それでは、町営住宅長田団地駐車場及び法隆寺駅の南北の駐輪場での犯罪件数を教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 長田団地駐車場やJ R法隆寺駅の南北の駐輪場の犯罪件数についてでございますが、まず長田団地駐車場におきましては、年間1件程度、今年に入り2件の部品盗が発生いたしております。また、J R法隆寺駅の南北の駐輪場におきましては、年間数件の盗難事故の発生はありましたものの、平成16年度以降につきましては発生はいたしてございません。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 民間の遊戯施設駐車場やパチンコ店駐車場に青色防犯灯を設置しておられるのは、しかも200本以上、また120本ほどと、多数設置しておられる目的は、明らかにこれは車上荒らしや車両盗難に対する被害者の被害の減少に本気で取り組んでおられる結果だと理解しております。青色防犯灯が、一体どのような犯罪に効果があるのか。窃盗に対する抑止力ならば、駐車場や駐輪場はもちろんのことですが、引ったくりの多発している地区の公道上の防犯灯を替えることも必要でありましょうし、暴力に対する抑止力ならば、人が集まる、また酔客の多い法隆寺駅周辺の防犯灯も替えることも考えられます。法隆寺駅周辺には、北口商店会という団体が、街灯を30基以上独自で設置しておられますので、その街灯を使用させてもらうのも一考ではないかと思いますが、近隣がやっているから当町もやってみようというのではなく、行う事業の目的と効果を深慮、判断の上、施策に反映していただきたいと思います。要するに、1基や2基つけるのではなく、効果が期待出来ると判断すれば、思い切ってその地区すべてを替えることが必要ではないでしょうか。安心と安全に関しまして、費用対効果を第一義に考える必要はないと私は思います。

さきの斑鳩町財政健全化検討住民会議からの最終報告書の大型建設事業の再検討の中で、学校校舎耐震補強等事業が含まれていました。その中で、「天災は希有な現象であり、国庫補助対象事業の条件となっているため、実例を考慮せず駆け込み的事業の拙速にならないよう、例えば低学年教室、または体育館の補強に限定するなどの視点に立つ

て」と報告されていますが、これなどは、希有な天災だからとあって、それこそ拙速な対応策を述べられていると。児童を守る校舎として、また災害時の避難場所としての安全を犠牲にした、ただ事業費を減少させるためだけに目を奪われ、総合的な判断があらわれていない対応策だと私は思っています。

先ほども申しましたが、事業の目的に沿った方法を検討していただき、効率的な成果を上げていただきますようお願いいたしまして、次に移らせていただきます。

法定外公共物であります。

私も行政書士という仕事柄、法定外公共物、すなわち里道や水路の用途廃止の申請を県に行ってまいりました。斑鳩町が管理されるようになってからの用途廃止をされる際の事務的な流れについてお聞きします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 法定外公共物の用途廃止に伴います事務的な流れについてのお尋ねでございます。

まず、法定外公共物について町が管理していくに至った経緯から説明をさせていただきますと、法定外公共物につきましては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法によりまして、平成17年3月31日付で国と国有財産譲与契約を締結をいたしまして、平成17年度から町において財産管理を行うこととなりまして、境界の確定、占用許可、用途廃止許可申請等の事務手続を行っているところでございます。

そこで、用途廃止についてでありますけれども、現在及び将来共に公共の目的に使用することがなくなった時に公共用財産としての性質を喪失させることで、代替施設の設置によって旧施設を存置する必要がなくなった場合や、当該公共物の現況が機能を喪失していて、将来においても機能回復を図る必要性がない場合などに行われるということになります。

この法定外公共物の用途廃止につきましては、法定外公共物に隣接する土地と当該公共物とを一体的に土地利用を図る場合に申請されるもので、手続的な流れといたしましては、まず用途廃止する部分の法定外公共物の区域を確定するための境界確定を行っていただきます。

次に、一般的に公共物は地域社会の利便と密接に結びついておりまして、その用途廃止は地域住民等の利害と深くかかわってくるものでありますことから、地元土地改良区

水利組合、自治会や利害関係人と十分協議の上同意を得ていただくことになっております。

そして、用途廃止許可申請を行うことによりまして普通財産となり、その後に払い下げ手続により処分され、初めて民有地となるということでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。流れとしては、大体わかりました。今までの県事務の流れと余り変わっていないようにも思います。

そこで、里道なり水路なりの用途の廃止に伴って、地元要望によりその里道なり水路なりの代替施設を設置される場合があると思いますが、その付け替えられた後の施設は地元要望であっても、当然町が受け皿となり、町の所有物として町が管理していくことになると思いますが、町が管理していく上で将来的に問題が発生しないようにするため付け替えされる施設の技術的及び構造的な基準はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 用途廃止に関しましては、単に用途廃止のみを行う場合と、地元土地改良区、水利組合、自治会や関係地権者等利害関係人との協議等によりまして代替施設の確保を伴う場合とがございます。

この代替施設につきましては、用途廃止申請者において、地元水利組合や自治会と構造等について協議をなされているところでございますが、町といたしましても、移管を受けた後は町有財産として管理を行っていくため、現地周辺の状況等を十分に勘案しながら、従前の施設よりも管理しやすい構造となるよう地元土地改良区、水利組合、自治会等と調整を図りながら事務手続をいたしているところでございます。しかし、その構造に係る明確な基準等の規定が定められておりませんので、今後より適正に管理を行っていくために、基本的な構造に係る基準を定めていくことを検討をしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） よく水路明示の立ち会いなどで、現状流水面は1メートル幅があるけれども、実際は1尺の流水面で1尺の泥上げ、都合2尺、61センチの幅員しかなかったが、水路改修工事の時に幅員を広げたという場面によく出会いました。例えば2尺、61センチの水路を用途廃止するから付け替えも水路2尺でよいのかというと、私

はそうは思いません。その水路が水を受ける範囲の面積から流量計算し、それに耐え得るだけの幅員を割り出して水路幅とする。もちろん、もともと素掘りだからといって付け替えも素掘りでよいというわけにはいかない。以前の、例えば建設省タイプというんですか、ちゃんと国の基準に則った構造物を設置してもらう。場合によっては、61センチの水路の代替水路が61センチ以上になる場合もあります。

里道で言えば、フラットな場所は別にしまして、勾配のある道を代替地とする場合には、法敷きではなく擁壁を設置してもらう。その擁壁も、国の基準に沿った構造物である。また、新たに町が管理する道路としての機能を考えれば、例えば3尺、91センチの里道の付け替えとして、同じ幅員の91センチの道路ではいけないと思います。道路として最低車1台と人1人が並行して通行出来る状態の幅員が必要であると考えます。私はこれが本当の等価交換だと思うし、開発等ではそのようになっていると思います。付け替えされる代替施設の幅員の基準等はどのようにしているのか、お聞きします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 付け替えをされる部分の幅員につきましては、用途廃止申請者において、地元土地改良区、水利組合、自治会、そしてまた利害関係人と十分協議を行いまして、地形等を勘案して機能の確保を図れるように検討をしていただいているところでございます。

町といたしましても、先ほど述べましたように、構造関係と同様に、地元土地改良区水利組合、自治会等と調整を図って、よりよいものを受けていくという形で整理をしていきたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 受益者負担とよく言われますが、用途廃止を申請され、払い下げを受けられる方は、それ相応のメリットがあるから申請を上げられるんだと思います。代替施設の後々の管理を考えていくなれば、構造も幅員も、先ほど私が指摘したことが実質の等価交換であると確信しています。

ここに、大蔵省近畿財務局奈良財務事務所と奈良県土木部管理課用地対策室がつくりました「建設省所管公有公共用財産の用途廃止手続と買い受けの手続」という冊子があります。この中に、3つの方法が載っています。売り払い、譲与、交換とありまして、売り払いは代替施設のない有償の払い下げ、譲与は旧の施設にかわる代替施設を設置した場合、交換は宅地造成等の区域内で市町村の要望により道路、水路等を設置した場合

とありまして、ただし書きとして、譲与、交換は、場合によっては無償譲与や交換が出来ない場合があると書かれています。

私の経験からも、この冊子が出てからは、代替施設を設置する譲与の時に、払い下げはしましよ、だから有償です。代替施設は、県や国が要望したものではなく、地元、また関係者との話し合いで決まったことだからつくりなさい。しかし、管理上県や国の指導に沿ったものしか受け付けません。もちろん寄附ですよ、とのことでした。斑鳩町に、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例があることは承知していますが、これは法定外公共物移管以前の昭和40年施行の条例です。

斑鳩町は単独町制を選択しました。町が単独で歩いていくためには、他町に右へならえだけではいけない。各事業の各方面にわたり、斑鳩町独自の考え方、方式を編み出して歩いていくことも大切であろうと考えます。代替施設の構造物等の基準の制定を機に法定外公共物の用途廃止に係る普通財産は別枠で考えていけるよう研究していただいて例えば斑鳩方式と呼ばれ、他町から模範とされるような施策、方式を打ち出されることを強く要望しまして最後の質問に移ります。

以前より、多数の同僚議員が、防災対策やそれに伴う避難場所等について種々質問をされておられ、理事者側もそれぞれに努力されておられることは理解しております。今回、私が質問させていただきますことは、災害時、特に地震時における要援護者への対応についてであります。

水害は、避難に至るまでに時間的余裕があります。そのため、隣近所の方たちが比較的冷静に要援護者の方たちへの気配りが出来るのではないかと思います。地震は広範囲にわたり、被災直後は自分や周りのことだけに追われ、ほかを見る余裕がないと思われませんが、このような場合の避難支援の計画についての考えをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各防災対策と障害者への対応について、避難支援計画についてどのように考えているかのご質問でございます。

平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災は、近年にない大規模な地震被害をもたらし、6,000人を超える尊い人命が犠牲になりました。その犠牲の半数は、支援等が必要と思われる高齢者や障害者の人たちで、災害発生後の安否確認や救出活動が迅速に行われなかったことや、被災後の生活等における不十分なケアなどが原因であったと考えられ、災害時における支援者対策のあり方について大きな教訓を残しております。

す。

こうしたことを受けまして、本町では、平成10年にこれまでの地域防災計画を見直したしまして、計画の中で、災害予防対策、地震災害応急対策、復旧対策、風水害等応急対策・復旧対策を定め、職員の参集体制をはじめ情報の収集・伝達、災害広報、消火・救助活動、避難所の開設・運営等について定めております。また、この計画の中では、高齢者や障害者、外国人の方など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、災害の犠牲になる可能性の高い要援護者と言われる方の対策につきましても定めてございます。

しかし、要援護者と言われる方の支援につきましても、民生児童委員や小地域福祉会日赤奉仕団等が、地域での見守り活動を通じて日常の生活についてはある程度把握していますが、近年、地域社会においては隣近所との付き合いが希薄な人が多く、寝たきりや認知の高齢者、障害者等ではその傾向につきましても特に強く、またプライバシーの問題もございまして、余り深く立ち入れないのが現状でございます。

こうしたことが、災害時における情報伝達体制の不備、要援護者情報の共有、活用の限定、要援護者の避難支援者が定められていないなどが課題となっております。

今後も町は、高齢者や障害者、要介護認定者、外国人は年々増加し、高齢化がさらに進展することが予測されます。行政や関係機関と地域住民との協働により、災害時に現実に機能する避難支援体制の早急な確立が求められており、災害が発生した時、避難行動や安否確認、避難所における生活行動など支援活動を円滑に行うために、災害弱者把握実態調査を平成19年度に実施したいと考えております。

この調査につきましても、地震や台風などの災害時に直ちに支援が必要な方を斑鳩町といたしまして把握するものでございまして、迅速な安否確認や救出活動をすることを目的とするもので、それ以外の目的には、個人情報保護のためには使用しないとしております。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） まだまだ始まったばかりのようですが、例えば視覚障害の方は、自宅内ではある程度自由に行動をされておられると聞いておりますが、もし大規模な地震が起こり、タンスやその他の家具類が倒れ、日常の空間と違った時、視覚障害の方はどのような行動が出来るのか。また、単独で動けない要援護者の方々はどのような思いになられるのか。被災直後の早急な支援が絶対に必要であると考えておりますが、先ほ

ど答弁にあった要援護者の避難支援者の定め方について町はどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 要援護者の避難支援者の定め方について町はどのように考えているかとお聞きでございます。

災害発生後において最初に行うべき重要な支援対策は、要援護者を安全な場所に避難させることとあります。身体障害者や視覚障害者のように、行動等に制約がある要援護者を速やかに安全な場所に避難させるには、まず地域住民の方の協力が必要不可欠と考えております。阪神淡路大震災におきましては、地域住民が協力し合って初期消火を行い延焼を防止した事例や、救助作業を行い多くの人命を救った事例等が多く見られ、地域における自主的な防災活動の大切さを改めて確認されております。

災害時には、本町においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想され、そのような中においても、災害時要支援者に対する支援が適切に行われるよう事前に支援体制を確立し、災害時要支援者に係る情報の伝達や安否確認、避難支援及び避難所における支援などを確実に実施出来るようにすることが肝要でございます。

そのためにも、先ほど申し上げました「災害弱者把握実態調査」を実施することにより、その地域における要援護者の把握が可能となり、その情報を地域の民生児童委員、小地域福祉会、自主防災組織、消防団等と共有することにより、地域での支援体制づくりが出来上がると考えております。要援護者に支援の手を差し延べようとしたしましても、要援護者の所在や障害の状況、生活態様等の情報把握と支援を行う地域住民の意識と仕組みがなければ、災害発生時等に支援することは出来ないと考えております。

災害時における要援護者の避難支援者の定め方につきましては、他市町村の例を見ますと、自主防災組織や消防団、民生児童委員、福祉ボランティア団体等の中から要援護者1人に複数の者が選定されているところが多く、要援護者自身に支援者を指名してもらおうということもございます。指名出来ない場合につきましては、地域の福祉団体等で平素から募集しておき、応募のあった支援者を災害時に各要援護者に振り分けていくということもございます。本町といたしましては、こうした他市町の例を検討いたしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。一昨日も大分でマグニチュード6強の地

震がありました。東海や東南海沖地震が予想され、また最近では琵琶湖西岸の活断層が注目され、今後30年以内にマグニチュード6から7クラスの地震が発生する可能性は6%だと言われています。これは、非常に高い確率だそうです。

斑鳩町では、色んな団体、支援団体がありまして、消防団などもその一つであります。その色んな団体の方にお願いいたしまして、19年度とは言わずに今年度中から手をつけていただいて、早急に支援策を打ち出していただくことを強くお願いいたします。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）

---

（午前10時40分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問に入らせていただきます。

県内市町村合併についてということで、昨日も2の方が質問されておりましたけども、本年3月24日の奈良新聞に掲載されました39市町村を11市にするということに対する感想と今後についてということで、生駒市と大和郡山市を除く37市町村を9市にするという再編構想が、県民の幸せにつながるものであるとの審議会の素案については、国の基本指針であります概ね人口1万人未満の小規模な町村を解消する趣旨に反する部分が多々あります。

ましてや、当町においては、平成16年に実施しました住民投票の結果に基づいて単独町制の方針を打ち出したのに、その意向が全く反映されずに、斑鳩町、平群町、安堵町とによる図式に変更した合併を平成22年までに実現しようという構想については、大変な無理難題があるように思いますが、斑鳩町の考えとしては、住民の意思を反映した単独町制については普遍であり、自信を持って今後の行政に当たられるかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。



○助役（芳村 是君） 3月24日の奈良新聞に記載されました39市町村を11市にするということについての感想、そして斑鳩町における単独町制を進める中での斑鳩町の意欲、こういう質問でございます。

県におかれましては、平成17年の4月1日から施行されました新合併特例法に基づきまして、奈良県市町村合併推進構想を本年3月に策定されたところでございます。この構想は、国の「概ね人口1万人未満の小規模な町村を解消する」などの基本指針に基づいてつくられております。町村の中で、当町も含めまして単独町制の方針を打ち出されている町村もあります。これら町村の意向が反映されていない状況にもあり、残念と思っております。

また、県が合併を推進するに当たりましては、新たに合併協議会設置勧告等が出来るようになったものの、本構想におきましては、県は従来と同様に、市町村の自主的な合併を支援するという立場でありますことから、平成22年度を目途とする構想の実現は非常に私は難しいのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、助役さんから聞きましたように、やはり平成22年の県の指導というんですか、それによる合併については、なかなか難しい問題がまだまだ山積されておると思いますが、やはり斑鳩町の住民が自主的に投票された結果を重んじていただいて、今後もやはり単独町制でいくと、我々もそのためには努力させていただいておりますけども、やはり理事者側の方に対しても、単独町制が続きますように一段と努力をお願い申し上げまして、1番の方に入りたいと思います。

奈良県の構想策定と審議会設置についてということでございます。

15人の構成された委員によります奈良県市町村合併推進協議会を設置されておられます。そして、奈良県市町村合併推進構想の策定がなされたものと推察されますが、その審議会には、一般の住民ら公募委員を入れられておらずに、審議に際しまして住民の意見を聞く機会を全く持たずに、県民の将来を決定する審議会としての体制と能力が十分に発揮された審議会とは思えない印象があります。特に会長のコメントとして、「反対が多かったのは、合併のメリット情報を住民らに知らせないで投票した結果。もっとメリットについて情報発信を行わなければならない」との談話が掲載されておりましたが、斑鳩町における住民説明会では、合併によるメリットとデメリットは、町民に十分

に周知され実施された住民投票の結果と理解しておりますが、行政としての見解はどうであるかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 審議会の内容についてのお尋ねでございますけども、これはご存じのように、県内の市町村長、市町村議会の議長、その他市町村行政に識見を有する者が参加しております。こうした方々の15名の委員をもって奈良県市町村合併推進協議会を設置されております。十分にご議論をされまして、奈良県市町村合併推進構想の策定を進められたと聞いております。

斑鳩町における住民投票を意識した結果による単独町制で進むという決断は、ご存じのように、当町としては現在その方向で進んでおるわけでございまして、今のこの構想に基づきましては、色々と住民の皆さんにやっぱり周知する義務があると思います。昨日も松田議員の質問にも答えておりましたとおり、そういうことが時期的に見て必要な時点においてしなければならないと、このように思っておりますが、現時点においては質問者がおっしゃいましたように、単独町制で進む決断をしたということで、その方向に向けて進んでいくということで理解をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 審議会の委員さんは奈良県の色々ご存じの識見者によって構成されておることなんですけども、その審議会での意見とかそんなんわかれば、どういう意見があったんかわかれば教えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私は、この奈良県市町村合併推進審議会の委員でございませんで、中身がどういう議論をされて、そしてこの方針を出されたのかということは明確ではありません。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 助役さんは、それはわからないということなんですけども、やはり県民として知る権利がある以上は、どういう内容で行われたかを、後日でも結構ですので、わかれば教えていただきたいと、ここでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、・問目入ります。奈良県による、南部1市3町8村、中部7市2町3村北部2市10町1村の合併構想説明会における意見交換の成果と意見についてということです。

今月11日の日曜日に、新しく出来た宇陀市の方へ、私、私用で出かけた際に聞いたところによりますと、出来たすぐなんで、町民から市民になってもその実感は全くなく今までと何ら変化も効果もなく、むしろサービスの低下が目立って起こっておるとおっしゃっておいりました。特に、地域の町単独での個人への健康診断とか色んな通知やその開催日についても、今は市の広報だけが頼りとなっておるような状況でございまして、忘れることもあったり、不安が多々発生しておるということでございます。健康診断についても、1年を通じて利用出来たのが、地区が大きくなったということで地区割りとなったり、そしてまたその時期を逃すと先延ばしとなりまして、高齢者や乳幼児の健康不安の増大となり、住民不安を起す懸念が増大しておるということです。

ましてや、予算の重要部分を占める人件費についても、職員の人件費ですね、それが増額されました。それと、議員定数の減については、市になって減員されましたんですけども、報酬については、現在の市会において増額議案が上程されていることが、12日の奈良新聞ですか、それに掲載されておいりました。

ましてや、公共料金の増額、高齢化や少子化が進む、やはり山間地での実態は実社会との格差を生みつつあることが実証されておいりますのに、やはり合併こそが県民の幸せにつながるの発言とそれとは相反するものではないかと危惧いたします。

合併構想説明会での意見としての代表的なものがあれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 色々と質問をしていただいたとでございますけども、意見交換会における意見、議論があれば教えてほしいと、こういうことでございます。

この交換会の中では、県からこの推進構想について説明をされました。そして、先ほども申し上げましたように、構想についての考え方を土谷会長が最後に述べられたという状況でございます。

松田議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、この意見交換会の中での近隣町村の反応といたしましては、河合町の岡井町長から、「合併出来る場所はすればよい。この構想をもとに、一度原点に帰って合併を見直す。そして、その必要性を見極めていく議論をする」という趣旨の発言がございました。その他、山添の村長さんの山添における住民投票の結果についての経緯を県に申されたということもございました。斑鳩町としても、私が斑鳩町の実情を述べたという状況でございます。そういう中で、そ

のほかについては特にご発言がなく、把握が出来ていないのが状況であります。

また、南部地域、中部地域の意見交換会におきましては、県内ほかの市町村の意見といたしましては、県は指導力不足の拙速、旧合併特例法の時と余り変化がない、合併後間がなく新たな合併は住民が戸惑うなどの厳しい意見があったということは聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 説明会においても、やはり厳しい意見があったということなんですけども、それはやはり出ても当然やと思います。やはり、合併されてもされなくても、社会の経済が、今みたいに、好転しておると言いながら格差社会が、どんどんと格差が広がっているような状況の中では、それを受け入れるということはなかなか難しいと思います。やはり規模が大きくなればなるほどサービスの低下というんですかな、そんなものがどんどんと拡大して行って、高齢者や若い乳幼児、そしてまた弱者と言われる人たちが目の目を見ないようなそういう政策がどんどんと打ち出されていくような世界になっていくのではないかと、私はそういうふうに危惧しておりますけど、そうならないために斑鳩町としては単独町制を選んだ以上は、そのことのないように、我々も努力させていただきますし、理事者の方としても努力をお願いしたいと思います。

それでは、・問目に入ります。斑鳩町の住民投票の結果と、平成22年度を目指して再編を目標とする県と生駒郡3町の可否についてということなんですけども、西和7町合併が不成立となって1年少々時間が経過しております。その中で、組み合わせは7町から3町に変えて合併を推進する審議会の委員さんの、これは委員さんやから、誰かがその絵をかいたやつを審議するというそういう形になっておるとは思いますけども、やはり斑鳩町の住民は、「斑鳩」という歴史ある由緒ある名前や自治体名が変わることへの抵抗感よりも、もっと根底にある、やはり財政的な透明性が最も重要であると考えてるものであります。やはり単独町制を実施宣言した斑鳩町は、町民と共に歯を食いしばって行財政改革に現在取り組んでおります。町民の決意は、住民投票の結果を見ても明らかであるものと私は信じております。

国、県の努力不足、特に行財政改革については、政府の自画自賛だけが目立ちまして現実社会における格差社会が是正されなければ、一段と少子高齢化が進み、日本の未来ましてや斑鳩町の未来については不安が解消するものではございません。やはり、中長

期的な行財政改革の推進に努めていただきたいと思います。その行財政改革の推進についての詳細について、斑鳩町の今後の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、質問されておるのは、行財政改革の本町の取り組みということと、いわゆる平成22年度を目途に再編を目標とする県と3町の可否について、こういう2つの点を質問されたと思います。

まず、3町との可否について、これは昨日小野議員さんの質問にもお答えをいたしました。同じ答弁になると思うんですが、ご了承を願いたいと思います。

この3町の合併の組み合わせ案については、当町では平成15年、平成16年度に7町合併協議会にて協議を進めた経緯がございます。これは、質問者もおっしゃっているとおりでございます。その住民説明会の中で、住民の皆さんから多くのご意見をお聞きしてまいりますと、7町合併についての否定的なものが非常に多かったと思っております。

その理由といたしましては、先ほども質問者がおっしゃってますように、新市の名前について、「斑鳩」という歴史的由緒のある名前、そして土地に愛着があるために、自治体名が変わることへの抵抗感、さらに財政状況の異なる7町の合併により、他町の借金までも背負うことになるのではないかという不安感、不公平感を多くの住民が感じたことが挙げられます。これは、これまで合併に対する説明会を開催した中で、その住民の意見の主なものでございます。

そして、その後住民投票が行われました。これは、平成16年12月1日でございます。8割弱の方から、7町合併に反対という結果が出ました。当町は、これを重く厳粛に受け止めて、これら住民の声を無視した合併の検討は非常に難しく、3町の合併につきましても、本町から合併を求めていくということはないと考えておるところでございます。

次に、財政状況でございますけども、この財政状況についても、昨日の松田議員の質問にも総務部長が詳しく述べております。いずれにいたしましても、今後の財政については、十分検討しながら進めなければならない大きな課題でございます。今、斑鳩町財政健全化検討住民会議においても、多くの財政問題についての提言をいただいております。そうした中で、町がどうして財政健全化に向けての計画を進めていくか、これを検討中でございます。いずれにいたしましても、この検討につきましても、議員の皆さん

方にご意見をいただく中で進めなければならない問題であろうと、このように思っておるわけでございます。

我々は、この県の市町村合併推進構想、これについてはこれから県としても色々な課題を町村に求めてくると、このように思います。そういう中におきましても、やはり町村の考え方を述べると共に、議員の皆さんと相談いたしましてその方向性を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私は、この合併については、今期の選挙に出る前から反対ということを明言しておりました。というのは、なぜかという、やはり政府、そしてまた県という大きななにか、施策の失敗を末端の市町村に押しつけてきておると。やはり弱者の切り捨てにほかならないということを、私はそういうふうには明言出来るわけなんです。だから、それを是正しなくて、一番末端の市町村を何ぼ合併しても国はよくなりません、私はそういうふうには思っておりますので、今後合併のこういう問題が出てきても、私はそれは話は聞かせていただきますけども、やはり国、県が積極的に行政改革をやってもらわなければ、やはり私としてはそれに応じるようなには出てこないというふうにここで明言しておきます。

続きまして、2番目の改築、大規模改造耐震補強事業の中長期的な必要整備量についてということで、まず・番目の平成9年度より平成26年度までに計画実施されております学校、幼稚園の年次的な実施と各事業に対する費用と総額についてということでございます。

平成9年度より実施されております2次耐震診断、平成9年に行われました診断判定そして平成10年に行われました3次診断補強計画、そして平成15年に実施されました斑鳩小学校南館の補強工事、それだけが行われております。そして、昨年、平成17年度に2校、第3次斑鳩小学校の北館の診断、補強と、そして2次の斑鳩小学校中館の耐震診断判定がなされておまして、それで本年度より補強工事が行われることになっておりますが、まずその事業費や校舎の耐用年数としましては、鉄筋コンクリートは60年となっており、早急なる補強が必要となっておるのか。まして、斑鳩小学校南館の診断結果はどのようなものであったのか。そして、平成17年度に耐震補強工事が行われた結果についてはどうであったのか。耐震強度というんですかね、それがどうであったのかについて。それと、平成26年度までに総額35億1,000万円の巨費を投入

するということではありますが、それによりまして校舎の延命効果がどれだけ上がるのかそれと、これらが終了した段階で、まだほかに残る公共施設の耐震補強というんですかそれが必要であるのかどうか。調査が必要であると思いますけども、その今後の取り組みについてということで。

その前に、耐震の1次診断、2次診断、3次診断と、何か診断が1、2、3と分かれておるようなんですけども、その診断の内容というんですか、1、2、3と分けられておる診断の内容について、その前にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 耐震補強のまず1次診断でございますが、建築されました設計図書によってその構造を見て判断すると、こういうことでございます。そして、2次診断につきましてはコア抜き、要は壁のコンクリートを抜いてそのコンクリートの強度調査を実施されます。それから、3次診断につきましては、それに伴うて補強計画を立てて実施設計をすると、こういうのが1次、2次、3次の診断でございます。そして、その3次診断が終わった後に補強工事を行うと、こういうことでございます。

まず、平成9年から実施してまいりました工事の内容でございますが、平成9年度には、斑鳩小学校の南館で2次診断を行いまして、そして10年度に南館の同じく補強計画を実施いたしております。そして、同じく10年には、斑鳩小学校の北館の2次診断を実施いたしております。そして、15年度に斑鳩小学校の南館の補強工事を実施いたしております。17年度には、斑鳩小学校北館の補強計画の実施設計、あるいは斑鳩小学校中館の2次診断を行っているところでございます。この9年から17年度までの耐震補強にかかります経費でございますが、4,481万6,000円を支出いたしております。

そして、18年度から、本年度から26年度までの取り組みでございますが、まず18年度におきましては、斑鳩小学校北館の耐震補強工事、これを実施いたします。そして、斑鳩小学校の中館の地震補強の計画と実施設計、そして斑鳩中学校で耐震診断を行ってまいります。この18年度に要します費用が、約3,000万円でございます。

そして、19年度につきましては、斑鳩西小学校の耐震診断と斑鳩小学校の中館の大規模改造、これは耐震補強工事を含むわけでございますが、それを行います。そして、斑鳩中学校におきましては、地震補強計画と実施設計を行ってまいりたいと考えております。この19年度に必要なとします費用でございますが、約3億5,570万円を考え

ているところでございます。

そして、20年度につきましては、斑鳩中学校の大規模改造、これは補強工事を含んでいるわけですが、それと斑鳩西小学校の補強計画及び実施設計を行います。そして、斑鳩幼稚園及び斑鳩西幼稚園の耐震診断を行ってまいりたいというふうに考えております。20年度の費用でございますが、約2億5,690万円を考えているところでございます。

平成21年度につきましては、斑鳩西小学校の大規模改造、これは耐震補強も含むわけですが、それと斑鳩幼稚園及び斑鳩西幼稚園の補強計画及び実施設計を行いたいと思います。それと、斑鳩東小学校におきましては耐震診断を行ってまいります。21年度の費用につきましては、約6億9,230万円を考えているところでございます。

そして、平成22年度におきましては、斑鳩幼稚園及び斑鳩西幼稚園におきまして、耐震補強工事及び大規模改造を行ってまいります。斑鳩東小学校におきましては、補強計画及び実施設計を行ってまいります。この22年に要します経費が、約2億880万円でございます。

それから、平成23年度につきましては、斑鳩東小学校におきまして大規模改造工事これは耐震を含みます。それと、斑鳩小学校の本館におきまして、耐震診断補強計画と実施設計を行っていききたいというふうに考えております。この年の経費が、約11億220万円を考えているところでございます。

そして、平成24年度につきましては、斑鳩小学校本館におきまして大規模改造工事そして斑鳩東幼稚園におきましては、耐震診断補強計画実施設計を行いまして、この年には約3億6,420万円を必要というふうに考えております。

それから、平成25年におきましては、斑鳩東幼稚園におきまして大規模改造工事、これは耐震も含みます。また、斑鳩南中学校におきましては、耐震診断補強計画実施設計を行ってまいりたいと考えております。この25年には、総額約1億1,700万円を考えて計上を考えております。

そして、平成26年度におきましては、斑鳩南中学校におきまして大規模改造工事を行う予定をいたしております。この26年度に要します経費が、3億6,790万円を考えているところでございます。

18年度から26年度までの耐震補強工事にかかります総額が、35億1,500万



円というふうに試算をいたしているところでございます。これは、あくまでも学校全体の改築、大規模改造、耐震補強事業の中長期的必要整備量について計画をいたしておりますけれども、学校施設の整備につきましては、第3次斑鳩町総合計画に基づく後期実施計画によりまして、平成22年度までの学校施設整備を進めているところでございます。そして、平成22年度から26年度までにつきましては、次回の総合計画作成時前に財政関係者と十分協議しながら実施計画を立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、耐用年数のことも申し上げてよろしいですか。

それでは、耐用年数のことに関連でございますが、平成7年1月17日の未明に発生いたしました兵庫県の南部地震では、3,800余りの学校施設が被害を受けたところでございます。これらの被災いたしました建物を調査した結果でございますが、倒壊または崩壊した施設の多くが、新耐震基準施行の以前に建築されました学校施設でございます。逆に、新耐震基準施行後に建築されました建物につきましては、それほど大きな被害を受けていないことが明らかになっているところでございます。このことから、新耐震基準施行以前に建築されました建物の耐震化を推進していく必要性が強く指摘されてきたところでございます。

議員もご心配いただいておりますように、財政的に大変苦しい面がございますが、学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場でありますことから、子どもたちの安全で豊かな環境を確保するためにも、耐震補強工事に取り組まなければならないというふうに考えているところでございます。また、災害の避難場所としても活用されているところでもございますし、費用につきましては、現時点では国の補助制度がございますし、耐震補強につきましては2分の1の補助、あるいは大規模改造におきましては3分の1の補強がございます。また、教育・福祉施設整備事業におきまして、地方債の活用も考慮しておりますが、しかし補助制度がありますものの、町の負担も非常に多く、多額でございますことから、財政担当とも十分協議しながら、必要な施設から年次計画を立てて計画どおり実施を、事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、比較的耐用年数の少ない古い施設を耐震補強して耐震の確保が出来るのかということでございますが、鉄筋コンクリート造りにつきましては耐用年度が60年でございますことから、耐用年度まで20年から36年を残している施設が多くあるわけでござ

ございますが、耐震補強工事を施工することによりまして、より強度が増してまいりますし、より安全な地震対策はもとより、耐用年数の確保にも対応出来るものというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ・番の方までご回答いただきましたんで。

それと、耐震補強工事というんですか、斑鳩小学校の工事が15年になされてますよね。その着手前というんですか、その強度を、耐震の強度が今で言われる5以下とか6以上とか色々のことを言われますけど、その耐震の強度のなにはどれぐらいで判定して耐震の補強事業をせんならんのか、そんなことわかったら教えていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 昭和56年以降の新耐震で震度6以下ということにされております。十分これに対応出来る施設補強ということが実施されておりますので、阪神大震災程度の地震には耐えられるということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 先ほども答弁の中でおっしゃっておりますけど、斑鳩町の緊急避難場所にも指定されておる場所でございますので、やはりちゃんとした補強対策をやっていたきたいことをお願い申し上げておきます。

続きまして、3問目の工事請負金額の揭示についてということなんですけれども、一番目の工事用看板に請負金額の揭示されております市がありますが、当町においても、町民への公平、公正、透明性を図るためにも実施されたらばいかがでしょうかということで、まず町民が往来します斑鳩町全域で実施されております斑鳩町の事業が、いかなる金額で落札されて工事が行われておるかについては、専門家でもない町民には判断の基準材料もなく、業者は常々町発注工事は安価であると言っておられます。他方、指名業者でない業者は、町は高い費用を払っておられると聞くことが多々あります。

よって、より多くの町民の方に周知していただくために、やはり現場での工事用看板に請負金額を揭示していただいて、町民の理解と協力を得られることに少なからず寄与するのではないかと考えますが、実施する考え方があるのかないのかについて、現段階でのお考えを教えていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 工事用看板の設置についてでございます。

工事用看板の設置につきましては、道路利用者に対しまして、道路工事に関する情報をわかりやすく提供をすることによりまして、円滑な道路交通を確保しようというものでございまして、工事現場におきます標示施設、防護施設の設置及び管理の取り扱いについて設置基準が定められております。当町もその設置基準でもって設置をいたしているところでございます。その表示内容でございますけれども、まず工事内容、工事期間、工事種別、施工主体、施工業者の5項目でございます。

工事用看板に請負金額を掲示することにつきましては、平成15年度より大阪府の方で、250万円以上の工事について現地の工事用看板に公共工事のコストを記載するという事になったということで聞いております。しかし、奈良県下におきましては、まだ掲示されているところがないとのことでございます。掲示には、近隣町村とも統一を図っていく必要もあると、このように考えております。そうしたことで、郡山土木事務所管内の協議会がございまして、その中で、工事請負金額の掲示についても提案を行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはり、先ほども申し上げましたように、斑鳩町は単独町制でいくという以上は、やはりそういうことは積極的に取り入れて、町民の方にやはり透明性というんですかな、それを発揮していただきたいと強く要望しておきます。

そして、先ほどおっしゃられましたけど、大阪府ですか、250万以上ということなんですけども、少額の請負金額は別といたしまして、下限を決めて掲示することは、町民に対する事業の必要性和認識を高めるためにも重要と考えるがどうですかということなんですけども、やはり斑鳩町内は、零細業者の多い当町の指名業者にとっては、やはり工事請負金額を明示というんですかな、それをすることには不満もあると思われまうけども、先ほど申し上げましたように、何も大阪府だけやなしに私現に見ておる市もありますけども、やはり実施されておる市もある以上は、情報公開の見地から言っても、それを掲示することによって町民に情報を公開するという、それは役場の方へ来て落札の掲示板というんですかな、それを見ればそれはわかりますけども、そこまで足を運んで確認する町民の方は少ないと思います。やはり、先ほどもおっしゃられましたように、工事箇所、そして工事時間、工事期間とか、色んな5項目を掲示しておるといふ以上はそこを通られる方は、やはりそれを見て通っておられると私は確信しておりますので、

やはり斑鳩町は率先して、そういう奈良県でもどこもないようなことをやはりやるというのは、先進的な考え方に立っての行動やと思いますので、とにかくそういうことを実施してもらえるように強くお願い申し上げておきたいと思います。この項はこれで終わりたいと思います。

続きまして、最後となりましたけども、富雄川の浚渫工事についてということで、富雄川と芦川の合流点に出来た中州の浚渫について問うということでございます。

現在、目視していただいてもわかりますように、富雄川の左岸側の芦川との合流の近くのところで、中州というのが出来ておるような状況でございます。これは、以前の水害の後、1回か2回、1回やったかな、何か浚渫はしてもらったことはありますけども先月ですかね、高安西の富雄川と秋葉川の合流地点の浚渫が行われておりました。あそこについては、年に1回は必ず行われておるようななにて、私のひがみかもしれませんけど、あそこが何で浚渫されてうちの上流のところが浚渫されないのか。やはり、これからまた出水期に、梅雨に入りますし、河川の流水断面が、今現在4分の1ぐらいは中州によって閉ざされておるような状況で、それを取り除くことによって流水断面が確保されるということで、以前に三代川の駅前の時に、あそこをカルバートにしたらどうや言うたら、いや、流水断面が確保出来ないからあかんねんとかいうふうな返答をいただいたことがありますけども、今の現状の、富雄川の現状の中州については、それはやはり流水断面を確保しておらないと。まだその上の郡山地域については、何も申したくはございませんけども、もっとそれよりも多く中州が出来ておるような状況があります。だけど、これは斑鳩町に限って言いますけども、とにかくそういう中州をほっておくというのは、やはり災害発生の源になるというんですかな、そのもとになるというそういう心配があるので、それを除去してもらうために、水害の時に溢水地域というんですか、大和川流域溢水のマップをいただきましたけども、それが正確に奈良県の郡山土木事務所の方に伝わっているのかどうかということなんですわ。毎年高安の西のところは浚渫されておるのに、うちの上流のところでは浚渫されないというのは、うちのところが一番被害をこうむったわけですよ、あの一帯が。やっぱり水深、深さで膝より上やから、60センチぐらい水に浸かってるわけですよ。それなのに、高安西団地も床下浸水にならばった家屋も何軒かございましたですけど、やはりそういうことを正確に伝えていただいて、そしてそういうことが毎年毎年行われるようなそういう働きかけをやったりやっていたきたいなと思いますけども、この中州の浚渫についてはいつごろやっていた

けるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 富雄川の浚渫につきましては、毎年奈良県郡山土木事務所におきまして実施をさせていただいているところでございます。先日も県に対して要望を行ってきたところでございます。今年度も、業平橋から秋葉川の合流点まで、約200メートルでありますけれども、5月に実施されました。

ご指摘いただいております富雄川と芦川の合流部につきましては、県に対して引き続き実施していただくよう要望を行っているところでございます。今後も、継続して要望をしていきたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはり、そういうところをちゃんと見ていただいて、そして未然にそういう災害とか事故の起こらんようにやはり働きかけていただきたいなど。それが行政側の仕事だと私は思っておりますので、我々がやはりこうして申し上げたことを、率先して、そして忠実にやっていただきたいなということを強くお願い申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

堯川議員より、午後から欠席との連絡を受けています。

続いて、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づいて18年度6月議会の一般質問をさせていただきますが、初議会、ちょうど4年前になりますが、初めてこの場に立って、緊張の余り手が震えていたことを思います。今回の質問は、朗読口調にならず、自己満足するようなことのないように、緊張感を持って質問させていただきますので、理事者の皆様方にはよろしく願いいたします。

まず、1つ目ですが、犬、猫のふん害対策についてお尋ねいたします。

犬の散歩途中でのふんの処理について、飼い主のモラル等については、厚生常任委員

会でも質問させていただきましたが、飼い主のマナーは改善されていないのが現状です。犬を飼っている方の動機ですが、1つにペットとして室内犬として、そして家を守る番犬として、そして趣味として飼う大型犬等です。また、盲導犬、介護犬という特殊犬もいますが、盲導犬については県内では17名おられるようで、斑鳩町においてはおられないようです。

日ごろ、犬を散歩させている人に声をかけ、ふんの処理について聞き、またお願いもしておりますが、一番マナーの悪い人は、手に何も持っていない人です。次に、スコップだけを持っている人です。スコップを持っている人は、した後土を掘ってその上から土をかけているという人とか、またそのふんをどっかへ捨てたり、畑に捨てたり川に捨てたりという人だと思っておりますが、次には7つ道具、小さなバッグ、スコップ、ティッシュ、ビニール等を持っている人です。最も悪いのは、バッグ等を持っているのですが、ゼスチャアで、ふんを拾っていかないと、そういう人もいます。

また、気配りしている人の中には、公告紙等を持って、それをスコップの形につくって、犬がふんをする時に、する間にすくうという。これは、なぜすくうかと聞きますと普通の便なら拾えるけど、便が緩い場合は草むらなんかにした場合にはそれがとれないということなので、下に、土に落ちる前に拾ってあげるんだということをおっしゃってました。

また、一番いいのは、家で犬をしつけして、家の中でふんをする場所を決めてそこで必ずさせておくと。させたら、その犬はふんはしたんだということで飼い主に合図しに来ると。それで、散歩だけをさせにいく。その時も、たまにはふんもするそうです。その時用に公告紙を持ってする時に受けていくという人もいます。その人は、私たちの同僚議員にいますけどね。N氏です。

それでは、今、私も歩いてて、時々こういうのを持っている人がいます。何かと聞いてみると、こうしまして、これを便を取りまして、これを逆さにして便を入れてバックに入れて家に持ってかえって、生ごみへ捨てる、またトイレに流すというのをしている人もいました。これは、近くのショッピングセンター等でも売っております。

そのようなこと、色々聞いてはきておるんですが、県内の市町村の犬のふん害対策の現状についてどうか、まず1つ目にお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県内におきます各市町村での犬のふん害の対策といたし

ましては、飼い犬等のふん放置の禁止とか飼い主の遵守事項、飼い主への指導等を規定をした条例を制定をされている市町村は、5市2町、斑鳩町も含めてでございますけど5市2町でございます。そのほとんどの市町村では、ふん放置の禁止条例を制定をされておられない状況でもございます。

このような状況の中で、飼い犬のふん害につきましては、飼い主のマナーによるところが大きいことから、県内の全市町村におきまして啓発を中心とした住民の意識の高揚を図りながら、良好な生活環境の保全に努めておられるところでございます。

具体的に県内の状況等につきましてお答えをさせていただきますと、これは先ほど質問者も言われてますように、厚生常任委員会にもご報告をさせていただいておりますけれども、生駒市が平成9年度から取り組みをされております犬のふん害対策のモデル事業というのがございます。これは、犬の散歩コースであります公園とか河川敷というところをモデル地区として定められまして、ふんの回収箱を29箱設置をされて、その箱に入れられたふんを週2回委託業者が回収をして、焼却処分をしているという事業でございます。

ただ、生駒市によりますと、普段の回収量は大体月3、900キログラムほどあるということでございますけれども、そういう回収箱を設置しても、公園の周辺にはふんが放置をされている状況で、そのふんの放置状況がゼロになっているということではないということでもございました。また、そのボックスの設置の要望も、かなり住民の方からあるということでございますけれども、その要望をいただいても設置する場所というのがなかなか決まらないということもございまして、その回収ボックスの中には、一般の生活ごみも入れられているというような状況もあるということで、生駒市の方からはそういう問題点もあるということで、ご指導なりもご指摘なりもいただいているというようところでございます。

県内の各市町村で取り組んでおられる状況ということでお答えをさせていただきました。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 生駒市の件については、委員会でもお尋ねいたしましたけどもそのボックスも、やっぱり家庭内のごみを入れたり缶を入れたり、それから弁当の空を入れたり、そういうことがあるので、またそれを業者の方は選別して、そういったものはまた市の職員が取りに行くというようなことをしているそうです。そんなこともある

ので、生駒市としては、今後、近い将来この事業は廃止にしていくというような意向だということも私聞いておりますが、次に、県内でこのような条例はほかにあるのかということと、私も4月の19日の西公民館での狂犬病予防注射と新規登録の現場、ちょっと立ち合わせていただきました。それで、犬の現在の登録数、それから現状認識についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目の生駒市以外での取り組みがほかに県内にもあるのかというご質問でございますけれども、私どもの方で調査をさせていただく中で、県内の各市町村に問い合わせをさせていただいておりますけれども、ほかに取り組んでおられるという事例はなかったということでございます。

それと、当町における登録件数の関係でございますけれども、平成17年度末におきましては1,681頭でございます。これを見ますと、その年、その年によってはわずかな増減はございますけれども、増加の傾向にあるということでございます。

それ以外で、ほかにご質問をいただいて、（「当町の現状認識」と三木議員述ぶ）

それと、先ほどのご質問でも他の市町村の状況をお答えをさせていただいておりますように、当町では平成7年の12月に斑鳩町環境保全条例というものを制定をいたしました。平成8年4月1日から施行をいたしているところでございますが、その条例の中で、飼い犬、飼い猫、その他の愛玩動物を屋外で運動させる際のふん害等の防止に係る遵守事項も規定をいたしております。

このようなことから、飼い犬、飼い猫、その他の愛玩動物の飼い方につきまして、広報などで住民周知を行っているところでございます。また、ふん放置の被害が多い場所につきましては、看板等を設置をいたしまして啓発にも努めているところでございます。

また、犬の新規登録の時に、ふん取り器というものも配布をさせていただきまして、散歩をさせられる時には必ず携行をしていただきまして、飼い犬がふんをした場合には必ずそれで処理をしていただくようにということも行っているところでございます。

こういう啓発等を行っている中で、ふんの放置というのは依然としてありますけれども、そういう啓発物品等もお渡しする中で一定の効果が上がっているのではないかと思います。もうようにも考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。



○11番（三木誓士君） それでは、斑鳩町の今後の指導、改善策、啓発等の考えについてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますように、犬のふんの放置というのは、飼い主のマナーというのが第一である。どのような啓発を行い飼い主のマナーの向上を図っていくかというのが課題ではないかというように考えているところでございます。例えて申し上げますと、犬の散歩コースとか、時間帯は大体同じではないかと思っておりますので、飼い主同士で声をかけ合うとか注意をし合うということも、意識向上には効果が上がるのではないかと考えております。しかし、各地で、注意をされたことによって逆恨みで犯罪が起こったりもしております、声をかけ合ったり注意をし合うということが消極的になっていることも事実でございます。ということから、これがマナーの低下につながっている原因の一つでもないかというように思っております。

このようなことを踏まえまして、今後、広報等だけではなくて、犬の狂犬病予防集合注射時には、犬のふんを放置をしないパンフレット、チラシなども配布をいたしたり、環境問題学習会等におきまして、さらに飼い主のマナーの意識向上を図るためのより効果が発揮出来るような啓発に工夫をして、ふんを放置しにくい環境をつくっていきたいというように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、犬と同時に、非常に今、猫のふん害、これも多々私の耳にも聞こえてきております。犬よりちょっと被害が多いのではないかと、ほかの市町村からもそういうことを聞いておりますが、猫の登録制はあるんですか。それとまた猫に対しての現状を把握しておられますか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 猫の登録制度、猫の数の把握という状況、それと猫によるふん害の現状を把握しているかということをご質問でございますけれども、今現在で飼い猫における登録制度というのは、実施はいたしておりません。ということから、飼い猫の数につきまして把握が出来ないというのが現状でございます。

次に、猫のふん害の現状でございますけれども、自宅の庭に猫がふん尿をして困っているとか、また野良猫に餌を与えている人がいて、猫が増えて、あちらこちらにふん尿

をしているといった相談も寄せられております。このようなご相談がありましたら、郡山保健所に当町の方から連絡を取りまして、保健所とも連携を取りながら現状等を確認する中で、飼い主が特定出来る場合とか餌を与えている人が特定出来る場合には、郡山保健所から、飼い主の方とか餌を与えている人に対しまして指導を行っているというところが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次に、犬、猫のふん害に対しての規制措置はとれますか。講習会を開催するとか、ふん害パトロール、反則切符、啓発ビラ等、形に見えるもので考えておられますでしょうか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 飼い猫は放し飼いにされている場合が多いことから、飼い主の気づかないところでふんや尿で近所に迷惑をかけたか、他の猫と喧嘩をして傷を負ったり病気に感染する可能性もありますことから、首輪をつけて野良猫との違いを明らかにさせて、室内で飼うことが必要ではないかというふうに考えております。

このような中で、規制措置の関係でございますけれども、空き缶とか吸い殻などのポイ捨てなどと同様に、飼い主などのマナーの低下というのは、犬、猫のふん害についても、結果的にはその低下が招いた結果ではないかというように考えております。

質問者が今言われておりますように、講習会につきましても、犬のふん害だけで講習会を開催をさせていただくというよりも、環境問題学習会などで多くの方がご参加をいただく機会に、併せて啓発をさせていただく方がより効果的ではないかというようにも考えております。

また、ふん害のパトロールにつきましても、ご承知をいただいておりますように、現在、毎週1回環境パトロールというものを実施をいたしております。その際、ふんは持ち帰っていただくようにというテープも流しながらパトロールを実施をいたしております。パトロール中に犬のふん放置の行為を発見した場合には、飼い主に対しまして指導を行っているという状況でもございます。

このようなことから、先ほどご質問にもお答えをさせていただきましたように、機会があるごとに飼い主などに対しましてマナーの意識を向上させるための啓発などを粘り強く実施をいたしますと共に、地域の方々との連絡を密にしながら、ふんを放置しにくい環境をつくっていきたいというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、現状認識等も含めて色々と規制についてもお伺いしております。当町は、斑鳩町環境保全条例の中にこのふん害というのが出ているのでございますが、飼い主のマナーを向上させ啓発に粘り強く実施していくとのことですが、規制を強くして勧告書、命令書、罰則、罰金までもっていくのは、我々としても本意ではありません。本当に人間の心の問題として、マナーで飼い主がその責任を持っていただくということが一番なんです、その犬のふんを放置する人というのは、大体限定されてます。住民が、どんな人がどこの人がふんをさしているというのは、大体皆さん、住民の方はわかっておられます。

県内では、この環境条例を含めて5市2町ですが、全国の市町村状況をちょっと調べてみました。総務省が、平成17年度ですが、これ先ほど申し上げました環境条例の中でのふん害ということだけでなく、犬、猫のふん害だけをつくっている全国の市町村なんです、全国で71件、このふん害の条例をつくっております。そのうち、罰則を設けているところ17件でございます、罰則を設けているところはほとんど罰金も取っておるそうでございます。

その罰金を課している例として挙げますと、平成8年の10月1日に愛知県の春日井市では、ふん害防止に関する条例の中で、13条で、用具を携行し、ふんをした時は直ちに回収する。16条では、13条の規定に違反した者は、ふん害を防止するための必要な措置を講ずるよう勧告することが出来るとしております。そして、17条では、勧告に従わない時は、従うべきことを命ずることが出来るとしております。そして、20条で、規定に違反し、17条の規定命令に従わない者は、2万円以下の罰金を処すとあります。順序を踏んで勧告書を渡して、それでもだめなら2万円以下の罰金を課しますよと。春日井市は、ちなみに人口30万で登録の犬も1万3,282頭いるそうでございます。

こういう形で、決して罰則を設けて、ふんを放置させている方々について罰則、罰金をということはどうかと思うんです。ただ、やはりどうしてもそれが直らないということにおいては、啓蒙も含めてですが、やはりこういったことも、住民の意識の中に、あるマナーとしてそういうことをしたら罰金を課せられるだということも、私は一つじゃないかと思えます。

今後、これらのことについて、状況を見ながら、本年度中に、委員会、また一般質問

等でもさせていただくことがあるとは思いますが、犬と猫のことにつきましては、以上で終わらせていただきまして、次の高齢者介護の質問に入らせていただきます。

高齢者介護、高齢者医療制度ですが、医療制度改革については、現在国会・参議院で審議中ではありますが、現在、今日の午前中の法務省医療制度改革関連議案で、参議院の厚生労働委員会で可決しております。その中で、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が2008年度から創設されると聞いておりますが、まずこの制度についてどのような運営が予定されているのか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われていますように、老人保健法の一部改正を含む医療制度改革関連法案が国会で審議をされており、本日の午前中で可決をされたということがテレビで確認をさせていただきました。

この老人保健法の一部改正の関係でございますけれども、現行の老人保健制度を廃止をいたしまして、75歳以上の方だけが加入をいたします新たな医療給付の仕組みを創設しようというものでございます。

実施の主体につきましては、県下の全市町村が加入をいたします広域連合になるというように、この法律の中では提示がされております。この制度では、受けた医療にかかります自己負担につきましては、当面老人保健制度と同様で、原則として1割の負担ということになるわけでございますが、その財源の一部として保険料をご負担いただくということにもなります。ただし、保険料につきましては、医療に対してこの制度が負担をします費用の1割に相当する部分で、残りの9割につきましては、公費と医療保険からの支援金で賄われるというのが、今日で可決をされました老人保健法の一部改正を含む医療制度改革関連法の中の主立ったものというようなことで、我々としては情報として把握をしているというところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私も、昼のテレビで可決したということは見させていただきました。

それで、高齢者の医療制度の実施主体となる、先ほどご説明いただきました広域連合の設立の予定はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この法律の中では、施行の準備のために平成18年度の

末日までに、都道府県ごとにすべての市町村が加入をする広域連合を、先ほども申し上げましたように、設置するように定められているところでございます。この広域連合を設立するに当たりましては、広域連合規約案につきまして、それぞれの市町村の議会の議決が必要となってまいります。そのために、今年の12月の当町の議会の定例会におきまして、広域連合設立に係ります規約の議決につきましてもお願いをしていかなければならないのではないかと、このように日程的には考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） これについては、6月19日の厚生常任委員会でも、審議内容についても、もう少し詳しくお尋ねしたいと思っております。

次に、新制度では、会社員の扶養家族として保険料を支払っていない高齢者についても新たに保険料を徴収することになっておりますが、その負担はどうなっておりますかお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 高齢者に対します負担の関係でございますけれども、医療に対しましてこの制度が負担をします費用の1割に相当するものをご負担いただくということになるかと思っております。しかし、実際の保険料額につきましては、今後設置をされます広域連合において給付費用等も想定をし、またその具体的な計算方法等も国から、今現在法律が可決されたわけでございますので、これから後におきましてそれらのものは国から示されてくるというように思っております。それから後に決定をされるというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 確かに今可決したばかりなんで、具体的なことについて、計算方法等これから色々と協議していかなきゃならない問題だと思っておりますが、この制度では斑鳩町の負担はどうなっていくますか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町の負担の関係でございますけれども、額的には、先ほども高齢者の方のご負担をいただくところでお答えをさせていただいておりますように額としては出てまいりませんけれども、率的には、この制度で町が一般会計から負担する割合につきましては12分の1ということで、我々が事前に情報として把握しているところではそういう具合に定められる予定であるというふう聞いておきまして、この

12分の1という負担割合につきましては、老人保健制度の平成18年10月以降の負担割合と同様ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この制度は18年10月以降に負担割合であるということですが、町が財政負担する額を抑えるためには、広域連合を構成する市町村それぞれが、疾病対策など医療費の伸びを抑える必要がありますが、その対策はどのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町の財政負担を抑えるための対策というご質問でございます。

この制度に係る町の保険料の負担を抑えるためには、医療に係ります経費を抑えるということが、質問者も言われてますように重要であると。そういうことから、町では健康いかるが21計画を策定をいたしまして、生活習慣病の予防施策に努めているところでございます。今年度からは、介護保険の事業といたしまして、65歳以上の高齢者の方の健康指導、健康教室などを介護予防事業に再編をいたしましてスタートをさせて、要介護状態になることへの予防、ひいては高齢者の医療費適正化に向けた取り組みを始めたところでございます。

また、今回の医療制度改革の中で、平成20年度から医療保険者に基本健康診査を含む健康事業の推進がうたわれておりまして、これまでの地域保健の考え方よりさらに健康事業と医療保険のかかわりを直接的に結びつけるものとなっているところでございます。医療保険によります健康事業につきましては、被用者保険との関係から、奈良県国民健康保険団体連合会におきまして設置をされている保険者協議会において、そのあり方につきましても研究をしていただくことも予定をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 新たな高齢者医療制度では、高齢者の方に負担をかけるということですが、それが急激に過度の負担にならないよう、低所得者の方々に配慮をお願いしたいと思います。また、制度運営の具体的なことは、法律の成立後、今日しましたが政令や省令など出てからということになると思いますが、町においても県や近隣市町村共に十分連携をとり、国からの情報は敏速に対応し、老人保健制度を円滑に移行していただきますようお願いいたします。

そして、次の、高齢者介護の・番目のお尋ねでございます。

移動困難な身体障害者や高齢者に対する有償運送についてでございますが、平成18年10月以降、白タク行為が違法行為で、高齢者や障害者の外出の自由を支える有償運送サービスが全面出来なくなります。町では、この有償サービスに対してどう対処するかをお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、この福祉有償運送ということにつきましては、NPO等が移動困難な高齢者の方とか障害者の方等を対象にいたしまして、非営利に行っている移送のサービスのことでございます。国土交通省、厚生労働省から平成16年3月にこれに伴いますガイドラインが示されまして、各自治体が設置をします運営協議会の協議を得て、平成18年9月30日までに運輸支局の許可を取得しなければ、この福祉有償運送を実施することが出来ないということになります。これまでに許可を受けておけば、福祉有償運送を実施することが出来ることになっております。

当町におきましては、王寺周辺広域7町によります運営協議会というものを設置をいたしまして、これは先ほど申し上げましたように、各自治体が設置するということでありまして、広域的に運営協議会を設置しても構わないということになっておりますので、王寺周辺広域7町で運営協議会を設置をいたしております。

実施に向けまして運営協議会を3月の24日に開催も行ったところでございます。この運営協議会に、5つの業者の方から申請が提出をされました。協議会におきまして審査をして、運輸支局に許可願を提出をして、許可を受けられ、現在サービスの提供を行っておられるところでございます。

今後につきましても、この許可申請の提出される事業所があれば、この運営協議会を開催をして審査を行っていくということにもなろうかと思っております。利用者の方につきましては、サービスの低下等が生じておらずに、現在のところはスムーズに運営をされているというような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この有償運送の事業所において、運営協議会を経て運輸支局の許可を得て、80条の1項でございますが、の承認により、利用者に対してスムーズに営業されるということでしたが、7町の5業者の現状について、斑鳩町民も利用しておりますので、この現状をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町の中に存在します事業所、許可を受けられた事業所というのはございませんが、7町の中では、先ほど申し上げましたように、5つの事業所から申請が提出をされて、その5つの事業所の方が許可を受けておられるところがございます。

その5つの事業所の関係につきましてお答えをさせていただきますと、まず平群町の社会福祉協議会、そして大和郡山市のNPO法人でありますサポートセンターはあと、というところ、それから奈良市のNPO法人であります自立生活センター・サポート24というところ、上牧町の社会福祉協議会、それから三宅町の社会福祉法人のひまわりということで、5つの事業所の方が許可を受けておられます。

それと、当町でご利用をされているこの5つのうちの事業所の関係でございますけれども、大和郡山市にありますサポートセンターはあとで4人の方が、それから奈良市にあります自立生活センターサポート24の事業所ではお1人の方がご利用をされている状況でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 5つの業者で町内の利用者は計5人ということでございます。

町内では、福祉有償サービスのニーズは余りなく、許可を受けてまでする非営利事務所はないということだと思います。

次に、介護保険・配食サービスについて。配食サービスの現状について、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 配食サービスにつきましては、17年度までは介護予防・地域支え合い事業として高齢福祉として事業を実施してきたところでございます。しかし、介護保険制度改正によりまして、介護保険法の第115条の38に地域支援事業が規定をされまして、この中で事業実施することとなりました。介護保険の事業に組み込まれているところでございます。

事業の内容といたしましては、町内に住所を有する65歳以上の一人暮らしの高齢者の方とか、高齢者のみの世帯の方で閉じこもりとか認知症、うつ等のおそれのある方や栄養改善、見守りが必要な方に対しまして、地域におきまして自立した生活を送ることが出来るよう配食サービスのご利用をいただいているところでございます。栄養士が献



立をいたしました栄養バランスのとれた食事を提供をいたしますと共に、配食時にこのサービスをご利用いただいている方に直接手渡しをすることによりまして、安否を確認し、健康状態に異常があった時などにおきましては、この配達の業者から私どもの方へ福祉課の方に連絡が入りまして、その対応を必要に応じて関係機関とも行っているというような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 配食サービスは、1号被保険者の利用負担で介護保険第3期計画、平成18年から20年までの負担サービスのバランスを図るということですが、それではなぜ、今、配食サービスの利用者負担は300円から400円になったのか、この値上げ理由についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども申し上げましたように、介護保険制度というところで、平成17年の10月に一部の改正がございました。その中で、デイサービスの食費につきまして、食材料費とか調理費相当分が利用者の負担ということでなっております。このことから、配食サービスにおきましても、介護保険サービスとの整合性を図る観点から、4月から300円を400円にさせていただいたところでございます。

その改正によりまして、近隣のデイサービスの事業所の利用者の方の負担というのは600円になったということも聞いております。配食サービスにつきましても、同額にいたしますと、急激な、300円から600円というような形になりますので、急激な値上げとなりますことから、低所得者の方にも配慮をするという観点から、従来の食材料費300円をちょうどいしておったんですけども、その食材料費300円に100円を調理費に相当する分として加算をさせていただいて、400円ということで利用者の方々にご負担をいただいております。これらにつきましては、この実施前に、3月ではございますけれども、利用者の方々へそのことのご説明も申し上げ周知を図ったところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 介護保険サービスとの整合性を図るという観点から4月から100円値上げになったということですが、高齢者の負担は、下がることはよしとしても上がることによって、本人または家族にその負担増となることとございます。今後、十分そういった値上げにつきましては配慮していかなければならない問題だと私は思っ

おります。

次に、福祉にやさしくない今回の道交法改正、また駐車監視員制度についてお尋ねしたいと思っております。

6月の1日より実施しております駐車監視員制度ですが、大阪市や大都市を中心として実施しております。県内では、奈良警察と奈良西警察管内でやっている等のございますが、宅配業者、酒屋等商売人の荷物の積み下ろしなどで時間がかかる業者には大変困ったことであると報道等で聞いております。

今回のこの質問は、この制度は、福祉関係に携わっている高齢者介護でのデイサービス等車椅子で乗り降りする時間がかかった場合と、配食サービスで家の前まで行けず時間がかかる場合にビラを張られて点数が加算され、免停をされ、運転が出来なくなるというおそれがあるわけです。身体障害者の駐車禁止指定許可を受けている車の駐車等は今までありますが、それにかかわってはどうなる問題か。そしてまた、法第6条、雑則で、郵便物等の運送についてですが、郵便物、新聞の配達については違反にならないということです。ちょっと差別化しているのではないかという気がするんですが、この法は、福祉・高齢者に対してやさしくない法律と思われませんが、前記の駐車禁止指定許可者の取り扱い、訪問介護や配食サービスの配送での駐車違反についての見解を町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この6月1日から改正がありました道交法の関係での福祉関係にかかわることについてのご質問でございます。

身体障害者の方々の駐車禁止指定許可を受けておられる車の駐車につきましては、身体障害者使用車両の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けられている場合につきましては、公安委員会の駐車禁止標識が設置をされている道路の部分に駐車は可能ということでございます。しかし、駐停車標識が設置をされている場所とか交差点付近や踏切付近等というところにつきましては、これの標章の交付を受けておられても駐車違反となってくるように聞いているところでございます。

また、デイサービス等介護保険事業に使用をされる車両につきましては、所轄の警察署に申請をしていただきまして、駐車許可対象となるわけでございますけれども、申請する場所とかその周辺に駐車場等がある場合は、この申請をされても許可がされないというような状況もあろうかと思えます。

ただ、すべてがこの介護保険事業に使用する車両につきましても、駐車違反の対象になるということではなしに、警察署の方に申請をしていただいて、この除外指定の標章の交付を受けていただくということも可能でございます。

ただ、配食サービスの配達につきましても、他の配達業者と同様に許可の対象外ということになっているところでございます。道交法の改正があつて施行をされたところでございますけれども、この配食サービス事業につきましても、駐車許可対象となつておられないということで、今後の事業継続のことを考えて、今、福祉課としては危惧をしているところでございます。

この道交法の改正を受けまして、県の方では、福祉事業等に何らかの支障が発生した場合については、県にその状況報告をするようにということでの指示もでございます。これは、県としても、この道交法の改正によってどのように県下の福祉事業等に支障があるのかということの把握に努めておられるところでございます。それらをもって、そういう状況把握を行いながら、これらについての対応策も考えて取り組みをしていくというようにも聞いております。

こういうことから、町といたしましても、今後県とも連絡をとって、それらの情報等の提供を行っていきたいというように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 配食サービスの配達も、他の配達業者と同様に許可対象にならないということではございますが、これらのことについても、この状況を見ながら、県として県下の状況把握を努めていき、情報等に注視しながら何らかの対策を練っていかうということだと思っております。当初から申し上げているように、老人介護等につきましても、非常に不便を有する法律だというふうに考えます。道交法改正は、こういう人並びに荷物を積み下ろしする人たちに至っては、大変経済的にも大きな支障を来す問題だと思っております。今後、議会とも、県、国へ呼びかけていき、一つずつ前へ進めていく問題ではないかなというふうに思っております。

それでは、最後の小学生の安全対策についてをお尋ねいたします。

私は、この件につきましても、12月、それから3月議会でも質問させていただいておりますが、ますます事件が増えていき、また複雑な心理状況のある事件もふえてきております。また、町といたしましても、安全マップ、スクールガードリーダー、青色パトロール等を実施してございまして、青色パトロールにつきましても、下校時を見ますと

その時間帯に町内を生徒と一緒に回っております。私も、その時刻を見ておりますと、非常によくやっつけらるなというふうに見かけるわけですが、効果も出ているのではないかと思います。

まず、・の方を後にしまして・の方の変質者、不審者の対策について、現状をお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 変質者の対策ということで、斑鳩町取り組んでいます状況を説明をさせていただきたいと思います。

各小学校、中学校、あるいは幼稚園におきまして、学校危機管理マニュアルというものを作成いたしまして、これに基づきまして安全確保に努めているところでございます。

また、学校の取り組みといたしまして、17年度には、教職員を対象にいたしました斑鳩小学校と斑鳩西小学校で、不審者侵入時におきます避難訓練を行っているところでございます。平成18年度では、斑鳩東小学校の方で同様な避難訓練を予定をいたしております。さらに、各小学校におきまして、西和警察のご協力を得まして、児童を対象に防犯教室を開催をいたしております。そうした中で不審者に対してどのように対応すればいいのか、あるいは110番の通報の仕方など、ビデオや講和などによりまして指導をしていただいているところでございます。そうしたことを勉強しながら対処を知ると共に、安全に対します意識高揚を図るために実施をいたしているところでございます。次に、斑鳩東小学校でございますが、6月5日に親子の防犯教室を開催をいたしまして、子どもだけではなく保護者も含めた防犯の意識の向上に努めております。このように、各学校で様々な防犯対策の取り組みを行っているところでございます。

さて、変質者、不審者の情報につきましては、保護者や地域住民の方々より、学校区内での不審者、変質者情報等が、学校や、あるいは教育委員会に連絡があった場合は、直ちに警察に通報をいたしまして、生駒郡内の各教育委員会にも通報して情報交換をしているところでございます。その内容を、各学校、幼稚園にも緊急通知をいたしまして学校、園に対して不審者や変質者への対応を促しているところでございます。さらに、状況によりましては教員による巡視の強化を指示いたしますと共に、町教育委員会におきます青色防犯パトロール車によりまして緊急巡視を実施するなど、防犯体制の強化に努めているところでございます。

事例によりまして警察と協議いたしまして、内容によりまして警察と協議いたしまし

て、保護者に子ども安心安全メールで配信をしております。この子ども安心安全メールにつきましては、平成18年5月末日で438名の方が登録をしていただきまして、ご利用をいただいているところでございます。

それから、不審者情報につきましては、警察との連携によりまして、事件の確認や、あるいは被害者の個人情報の関係もございまして、これらは慎重に対応していきたいというふうに考えております。

また、奈良県内の不審者情報につきましては、斑鳩町のホームページから奈良県教育委員会の不審者情報にリンクしておりまして、奈良県警察のホームページに掲載されているものが見られるということでございます。

子どもたちを不審者や変質者などから守るためには、学校だけでなくやはり地域の皆さん、あるいは保護者の皆さん方の協力が必要であるというふうに考えております。また、子どもたち自身が、自分の身は自分で守るという意識が必要でありますことから、子どもも大人も住民の一人ひとりがやはり防犯意識を持って、常にそうした危機に対応出来るような自覚をしていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次の、小学生安全対策のうちの校門から玄関先までということですが、昨日同僚議員も同様の質問をしているわけですが、校門から家までの徹底したことが出来ればと思いますが、この現状についてもう一度伺いたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これにつきましては、先日の質問にも重複するかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

子どもの安全確保につきましては、学校、保護者、地域の方々の協力を得ながら、現在も引き続き登下校時の見守りを行っているところでございます。各学校の登下校の体制につきましては、登校は集団登校でございます。下校は、各学年ごとの集団下校ということで、現在行っているところでございます。その下校時間には、地域の皆さんのご協力をいただきまして、また学校安全ボランティア、あるいは地域の自治会、あるいは老人会、小地域福祉会等々の方々が、あるいはまた個人的にも子どもの安全を守るため

に自主的に下校時の見守りを行っていただいているところでございます。

平成17年4月から募集を始めました学校安全ボランティアにつきましては、現在26名の方々に登録をいただいているところでございます。メンバーも徐々に増えつつございますが、今後も引き続き募集を続けまして、少しでも多くの方々の目で子どもたちを見守っていただきたいというふうに思いますので、啓発をしてみたい、あるいは啓蒙をしてみたいというふうに考えております。

また、町の方では、全課が輪番制で、下校時毎日青色防犯パトロールを実施いたしているところでございます。このパトロールは、特に通学路を中心に人通りの少ないと思われるようなところを重点的に巡回をいたしまして、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。また、西和警察署の協力も得て、各小中学校区の巡視もしていただいておりますし、また橋西生活安全会におきましても自主的に青色防犯パトロールをしていただいて、子どもたちを見守っていただいているところでございます。

さらに、5月24日には、西和地区地域安全推進委員斑鳩支部と斑鳩町によります青色防犯パトロールの出発式を開催いたしまして、地域が連携し合いながら町内を巡回し子どもたちの登下校の中心に防犯活動を展開することを確認したところでございます。

また、私どもといたしましても、各団体の会合がある都度、子どもたちを見守るための協力を常に呼びかけさせていただいております、住民の皆さん方に、大変多くの方々のご協力をいただいているところでございます。

今後とも、青色防犯パトロール及び地域の皆さんの協力を得ながら、子どもたちや弱者の安全を守るために努力をしてみたいというふうに考えております。そうした中で、犯罪抑止に努めてみたいというふうに考えております。

しかしながら、複数で帰っていても、それぞれの家が離れており、子どもたち一人ひとりがそれぞれの玄関先まで見守ることは困難というふうに考えておりますので、自分自身の身を自分で守るということ、あるいは保護者が自分の子どもを守るということを十分認識していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

例にならしまして、ここのところ続けて介護保険、自立支援法と出ささせていただいておりますが、さらに大きく制度の見直しがされました介護保険の問題の中で、今回お聞きしたい点について挙げさせていただいております。

まず・点目ですが、療養型病床群削減の問題です。

これにつきましては、昨日の参議院の厚生労働委員会、そして本日もう既に可決になりました医療制度の制度改正、これにつきましては、ここに明記されてますように、療養病床は38万床あるんですが、これを平成24年3月までに23万床減らす、15万床にまで落としていくんだということがこの医療制度改革の中で言われている。それに先駆けて、もう既に4月から診療報酬が引き下げられてますし、さらには7月には、この医療の必要性が低いとされる約5割の患者の診療報酬を大幅に削減するという事も盛り込まれています。

この問題につきましても、私自身は、既に施設で受けていただける状況。介護保険には、特養、それと老健、そしてこの療養型病床群ということで、これまでそれぞれの状態に応じて受け入れをしていただいていたわけなんですけれども、この療養型が減らされるということになった時に、じゃそういう急性期を、急性期で治療するというのは病院ですけれども、急性期で治療した人の次の行き場というのはどんなふうになるんだろう。今でも大抵心配なさっている方が多い中で、こういうことが起こればどうなるのだろうか。

さらに、この療養型病床群がそんなことになってきた場合、実は12日の日、北海道の方が、地方公聴会に与党が推薦された公述人なんですけれど、北海道ではもう療養型病床群をお持ちの病院が閉院になったところもあるというようなことも出ておったわけなんです。与党推薦の公述人でさえ、地域医療や地域での介護が心配だという公述されていたようなんですけれども、私自身もこの奈良県においても、非常に施設の問題というのは重要であると考えている中では、かなり心配をしています。

その心配のもう1点は、介護保険制度の参酌標準ですね、この参酌標準で介護施設のベット数というのは上限が設けられているはずなんです。ですから、療養型は減らすだけでも、それがすぐに老健になるのか特養へと変えていくんかということになった時にも、そんな簡単な話ではないんじゃないかなということも含めまして、少しこの問題については、今後かなり町もしっかり見てもらわんとあかんやろうし、私たちもこれは利用者にとって、介護保険の被保険者にとって、要介護の必要な方にとって大変な問題

になるのではないかと、ちょっと心配をしているところなんです。今、まさに医療改革制度可決になったということも併せまして余計ですけれども、そのところを町の方がどのように見通しを立てておられるのか。これ、今日可決になりましたけれども、もう以前から出ておりますのでね、この計画というのか案につきましては。そして、既に診療報酬も引き下げられて、4月からね、色んな動向があったと思いますので、この点につきまして町の方はどう考えておられるのか、聞いておきたいなというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問いただいておりますこととございますけど、今、質問者も言われてますように、平成18年の4月に実施をされました診療報酬の見直しと、平成24年までに医療と介護におけます療養病床を再編するということとございます。具体的には、医療の必要性の高い人につきましては、医療保険適用の療養病床におきまして治療及び療養を行い、医療の必要性の低い人は介護保険適用の老人保健施設等を中心にサービス提供を行って、そして在宅復帰を目指すということで、今回の療養病床の再編成ということでされたところでございます。

それと、質問者の質問の中にも、他県で北海道ということとお話をいただいて、既に閉院になっているということとご指摘もあったわけですが、そういうことから、奈良県の状況はどうかということで県の方にも確認をたださせていたしております。このことから、県下の状況では、現在、現時点では、療養病床を有します医療機関というのは閉院になったという事実はないということとございます。

それと、急性期で治療をした人の次の行き場についての関係でございますけれども、急性期で治療をした人の中でなおかつ医療の必要性の高い人につきましては、再編後の療養病床で治療や療養を行っていくというのが今回の再編の趣旨でもございます。その必要病床数というのが、質問者も言われてますように15万床ということで国の方では見込まれているというところとございます。こういうことで、町といたしましては、このことから適正な療養が提供をされていくものというように理解をいたしているところでございます。

今回の療養病床の再編というのは、医療と介護のあり方を踏まえた国の施策でありますけれども、町といたしましては今後の推移を見守っていく中で、必要な場合におきましては町村会を通じ県の方にもご要望を申し上げ、またそれらを踏まえて県から国の方



へ上げていっていただくような形での取り組みというもので考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ただいま色々な状況を踏まえて要望もしていくと部長は言っていましたので、今後も、介護保険施設が満床であったり、有料老人ホーム自己負担が高いと、なかなか入れない。在宅でも家族の介護力が低下してきているとか、色々な状況が今後も見られてくると思います。その状況をやっぱり見ながら、いかに被保険者の皆様方の状況をつかみ、そしてその要望にこたえられるかということ、やっぱり市町村が頑張らんといかんのかなというふうに私は思っているところです。

特に、この問題について考えていた時に、ある方から相談を受けた問題なんですが、3月31日に特養から救急で病院に運ばれた方。その方が、まだ胃にチューブを入れて流動食を流されているんですね。その状態なのに、3カ月で転院してもらわなアカンから、どっか次、病院、どこどこどうですかと。それは、老健施設なんです、そこでどうですかと言われてはるのはね。病院名を聞けば老健施設になっているんですけどもそれで、不安に思われて、こんな状態で移れるのかどうかというようなことで私も相談を受けた経過があるんですね。

そういうふうにご利用者の方が不安に思っておられることというのがたくさんあると思います。この問題だけではないとは思いますが、でも、この問題は、非常に今後切実になっていく問題ではないかというふうに私はとらえていますので、ぜひ、先ほど部長答弁していただいたように、今後の推移をきっちり見ていっていただきたい。必要ならば、色々県などへも要望を上げていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思えます。

それでは、ここに書かせていただいています・点目に移らせていただきます。

新予防給付についてなんですが、ここでは、私はこの新予防給付というのは、介護サービスを制限するもの、抑制するもの、そういう仕組みになっているのではないかとこのふうにとらえております。ですから、こういう書き方をさせていたいただいているわけなんですけれども、とにかく大きく制度が変わる部分の一つとしてはこれなんですけれども、現在まで受けてきたサービスが受けれなくなる人が出てくるんじゃないか、そのことは前から言ってます。そして、受けれるサービスが限定される、このことも申し上げてきてると思うんですけれども、果たして、この期間が余りなかったということもあり

ますし、予防サービスの基盤整備がどれだけ進んでいて、予防プランというのがあるけれども、実際そのサービスが提供出来る状態になっているのかどうか、そういうところについて、非常に現状を見る中で不安を私自身も感じているところなんです。サービスが使えなくなっている上に、さらにこういうことが起こっているということになれば、やはり保険料を支払っておられる被保険者の皆さん方にとって、不満が出てくるのではないかなあというふうに感じているところですが、この新予防給付による影響、そしてまたただいま申し上げましたように、提供がきちっと出来るという状態になってきているのかどうかというところについて、現在の状況をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今回の制度改正の基本理念であります自立支援をより徹底するためということで、対象者の範囲とかサービスの内容、ケアマネジメントを見直し、予防を重視したシステムの確立を目指したところでございます。その中で、要支援1、要支援2といった軽度の要介護認定者に対して予防の給付を実施をする新予防給付というのが創設をされたところでございます。

要支援1、要支援2と認定された方につきましては、制度改正までのただ受診的なサービスではなくて、利用者自身がそれぞれの目標を設定し、その目標達成に向け新予防給付のサービスを受けることによりまして、状態の維持、改善の可能性が高いと認定をされた方でございます。

町といたしましては、今回の改正では、現在までの介護給付対象の方が予防給付対象になることによりまして、受けることが出来るサービスの種類も変わり、当分の間は不安を持つ方もあろうかと、このように考えておるわけでございますが、今回の改正は軽度の要介護者が受け身のみの介護給付サービスの受給では、状態の改善がされる可能性が低いといった実績から改正をされたところでもあり、この新予防給付の成果に期待をして、第3期の介護保険事業計画を策定をさせていただいたところでもございます。

また、この要介護から要支援と認定が変更となった方からの相談の対応といたしましては、なぜ要支援に認定されたかとかの説明をさせていただき、ご理解をいただきます中で、その方々一人ひとりに合った予防サービスを受けていただき、状態の維持または改善の方向に向かっただけのように、新たな組織であります地域包括支援センターを中心に今現在取り組んでいるというところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 部長が、今、説明をしていただきまして、その内容については私も理解をしているところなのですが、介護保険の制度改正についての色々解説されているものがありまして、読んでいますと、1つとても気になることは、今回の、今、言われたように、自分でやるのが基本ということで、「介護給付費の適正化の取り組み」などというような言い方をして、この新予防給付の中では、支援してくれる家族がないとか、地域に支援者や支援組織などの社会資源がないとか、そんなよほどの困難でなければヘルパーによる生活支援が受けられないというようなことが言われてたり、本当にそれでだめですよと、もうあなた受けられませんよといきなり言われている方がいらっしゃったり、それと日中は1人だと、家族は同居しているんだけど働きに行っておられたりして日中独居という老人ですね、こういう方が訪問介護を利用した時に、全国的に見た場合、ある自治体の中で機械的に不正給付として制限をしてしまっているというふうなところが出てきているとか、そういうのを色々例を見るんですね。

今回のこの改正の大きな柱と言える介護予防、これが自治体間でそんなに格差が広がっているのであれば、大変な問題であるなあということをお私すごく感じたわけなんです。ですから、そこのところについて、やはりハードルをすごく高くしているんじゃないか。要支援2になってしまった人には、いきなりこんな色んなことを言って、ヘルパーさんの利用出来ませんよ、生活支援受けられませんよというようなことになってないかどうかということが、斑鳩町ではどうなのかということがすごく心配になっているところなんです。

ですから、その点について斑鳩町ではどのように認識をお持ちになってサービス提供をしていこうというふうにご考えておられるのか、ここを再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） おっしゃっていただいておりますように、ヘルパーの関係につきましても、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものということで、日常生活の補助につきましても、そういう形で位置付けられているところでございます。

介護予防の訪問介護につきましても、さらに、先ほども申し上げておりますように、自立支援の観点から、本人が出来る行為につきましても本人でやっていただき、利用者

の家族、地域住民による支え合いとか他の福祉サービスなども重視をいたしているところでございます。

しかし、今、質問者も言われているようなことにつきましては、利用者それぞれ個々具体的にその状況が違うということもございまして、適切なケアマネジメントに基づいて提供をされますサービスにつきましては、一律にそういう形で利用が出来ないとか支給が出来ないというものではないというように私どもでは考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ただいま一律に家事代行を禁止するものではないと言っていたので、私もこれを読んでいる中ではそのように理解しております。部長、同じ見解を持っていただいているので安心をしました。

それと共に、デイサービスなど通所サービスを利用することが、またそれがヘルパー利用の条件ということにもならないということについても、私は声を大きくして、それらのことを被保険者の皆様方にご理解いただけるように啓発をさせていただきたいということを、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、点目に移らせていただきたいと思います。

ここに「不十分な」と書かせていただきましたが、斑鳩町が不十分というのではなくて、地域包括支援センターそのものが、準備不足であったり、国が考えている状況でいくと十分な対応が出来ないのではないかというふうに私自身が考えておりますので、こういう書き方になりましたけれども、町の方がこういうふうに、斑鳩町介護保険事業計画第3期に分出していただいています。この中に、新しいシステムになった地域包括支援センターのあり方ですね、こういうものを書いていただいていますけれども、ただいま社協に委託をいたしまして職員3人がそれに当たられているわけなんです、この業務の中身を見ましたら、私自身は非常に、3人の方で本当に介護予防の要支援1、2と認定された人、これ、この計画で見ますと、18年度では斑鳩町は411人出てくるというふうに予想されているんですね。411人出てこられて、このうちどれだけの方がプランの作成について希望なさるかはわかりませんが、わからないですけれども、今の状況の中でやっていけるのだろうか。

さらに、事業者に再委託をする場合、もう今年の10月からは、1人のケアマネジャーさん、1件につき8人しか委託は出来ないということになってるはずなんです。ただし、これは、今ケアマネさん、以前50件持ってはったん35件まで引き下げられまし

たけれども、この予防プランの方のケアプランは、報酬が今までの半分以下になってますね。850単位やったんが400単位に下がってますので、半分以下になってますので、その分、8件1人のケアマネさん持っていただくんですが、それは0.5件とみなしてプラス4件、35件プラス4件として委託をすれば、8人まで介護予防のプランは立てていただけるということにはなっているようなんですが、ただ、斑鳩町でもそのようにだんだん高齢化が進み、そして要支援1、要支援2という方が18年度で411人出現してくるという中で、本当に間尺に合った状況でセンターの運営が出来るのか。

そして、この介護予防のプランというのは改善を求められてますので、3カ月ずつやっっていかなあかんし、そしてその3カ月後の状況も見ていかなあかん。その評価が加わってくると。非常に、こんなん本当に出来るんだろうかというふうに、私自身とても心配になっているところです。人的なものも含めまして、ケアプランが本当に必要だと感じておられる方にちゃんとケアプランを立てることが出来るのかというところに、非常に今なお私は不安を感じているところなんです。

ですから、ここのところ、今は何とか、9月中はまだこれいけるんですけど、10月以降どんなことになるのか。町の方は、どう今お考えになっておられるのか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成18年の4月の介護保険制度改正に伴いまして、高齢者の健康増進、介護予防に必要な支援を総合的に行います拠点といたしまして、社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師を配属をしております地域包括支援センターというのを1カ所、今、質問者も言われてますように、社会福祉協議会に委託をして設置がされているところでございます。

この4月から新しい制度の導入によりまして、担当者も今現在まだ試行錯誤をしながら業務を行っているという状況ではないかというようには思っておりますが、地域包括支援センターが十分機能するように、社会福祉協議会におきましても努められているところでもございますし、ケアプランを立ててもらえない人が出てくるのではないかというようなことでご心配もいただいておりますけれども、質問者も言われてますように、この9月までは経過措置ということで、要支援1、2のケアマネジメントにつきましては、事業者が作成をする介護プラン件数の上限設定はないわけでございますけれども、その中でも、質問者も言われてますように、10月からは、介護予防の支援

事業の委託につきましては、事業所のケアマネジャー1人につきまして8件までしか予防プランは作成することは出来ないという状況になってまいります。そういうことから8件を上回る分につきましては、ご心配をいただいております地域包括支援センターで作成をしていかなければならないということになってこようかと思っております。

しかし、この経過措置の移管の中で、出来るだけそういうことでスムーズに地域包括支援センターに移行出来るように、地域包括支援センター自身が、徐々に予防プランの作成件数を増やしまして、利用者の方への十分な説明と事業者の計画的な移行をお願いをしていくということで、この3月に町内と近隣の事業者に対しまして説明会も開かせていただいております、ご協力をいただくようにもお願いをさせていただいたところでございます。

また、地域包括支援センターが十分に機能するように、広域7カ町での介護保険、高齢福祉、地域包括支援センターの職員が集まりまして、現在の状況とか業務の進め方など情報交換も行って、自らの研鑽にも努めているところでもございます。質問者もご心配をいただいております、新予防給付の対象者でサービス受給を希望される方に対してのケアプランが作成されないという状況に陥らないようにということで、注意を払って現在実施をしているところでもありますし、今後につきましてもそういうことで実施に取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 部長の方も、私も何度も色々な角度から言ってきておりますので、よくご承知いただいているというふうには思っておりますが、やはり地域包括支援センターというのは、社協には委託してありますが、これは市町村の責任において設置されなければならないということになっております。ですから、今の職員の数で果たしてきちっと希望された方のケアプランが立てれるのかどうか。そして、それが、結局利用者の生活実態も見ずにケアプランを、チェックきちっとできひんようになったり、また機械的に必要なサービスを切り捨ててしまうというような、そんなことに陥ってしまったら絶対にいけないという思いもありましたので、私、こういうことを今回質問に挙げさせていただき、今後、担当の方におかれましても、こういうことにならないように、ケアプランをとりあえず立てたらいいいではないわけですね。やっぱりその人の状態を見て立てていかなければならないということもあわせて、地域包括支援センターというのは大変な作業なんだということを私自身も再認識すると共に、担当にお

かれても、こういうケアプランが立てれないというようなことにならないように重々気を付けていただきたいということをお願いをさせていただいておきたいと思います。

それでは、2つ目に挙げさせていただきました障害者の自立支援法による影響と問題点という方へ移らせていただきたいと思います。

この・点目に書かせていただいている分につきましては、応能負担から応益負担へとなりましたこの自立支援法によりまして、色々な費用が障害者の皆さん方にのしかかってくる状況になってしまいました。そんな中で、一定の減免申請というものが出来るということが書かれておりますけれども、この減免申請ですね、申請自身も、手続なかなか障害者の方にとると煩雑で、どーんと書類が来て何かびっくりされるらしいんですけども、そういうことを聞きますし、そして預貯金などの資産が350万円以上の場合には減免の対象にならないということなどがありまして、斑鳩町ではこの減免申請の際に、すごく色んな、ちょっとトラブルなどが各地で起こっているというようなことも耳にしましたので、斑鳩町ではこの減免申請の際どんなふうにやっておられるのか、この資産調査についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 減免申請に係ります資産調査の関係についてのご質問でございますけれども、自立支援法が18年の4月から施行される中で、急激な負担増にならないようにということで減免制度が設けられているところでございます。

この減免制度の中で、施設入所者やグループホーム入所者の方に対しまして、定率負担を軽減をいたします個別減免制度という制度があるわけでございますけれども、この制度の適用を受けるに際しましては、障害者の方自身が、市町村民税は非課税で、なおかつ障害者の方本人名義の預貯金等が350万円以下でなければならないと、今、質問者が申されているとおりでございます。

この減免申請に当たりましては、障害者の方が減免の適用を受けられる基準内であるかという判定をしなければならぬわけでございますけれども、そのために資産調査をさせていただいております。その調査方法につきましては、当町の方では、基本的には国の指針というのがございまして、それに沿って調査を実施をさせていただいております。この中で色々、申請に際しまして、手続上の関係でご心配もいただいておりますけれども、この申請に際しての色んな添付書類等が必要とされていることも含んでの手続上の問題とかおっしゃっていただいているのではないかと、このように推測をいたし

ます。

そういうことから、当町では、年金等が振り込まれて本人が主に利用をされている通帳の写しとか資産等の申告書など、国の方の指針で挙げられております最低必要とされる書類についての提出をしていただいて調査をさせていただくということで、今現在運用をさせていただいております。この減免申請の中で、かなりの必要書類というのが列挙されておるんですけども、当町としては簡略化出来るところは簡略化をしていってその対応をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、町の方での状況ということでもお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、36人の方が施設とかグループホームに入所をしておられまして、その中で預貯金等の関係、資産要件ですね、それで減免制度の利用をしていただけなかったという方はお1人がおられます。これは、預貯金の関係が350万円以上あったということでご利用をいただけなかった。残りの35名の方は、すべて減免制度をご利用いただけるということでございます。

この減免制度の関係につきましては、質問者もご承知をいただいておりますように、当然申請者の方についての救済する制度でございますので、先ほども申し上げましたように、国からの指針で示されている部分で、必要最低限の書類だけの提出ということで今後も申請をしていただく方々に対しまして、この申請の利用のしやすいように努めていきたいというようにも思っております。今後も、この制度の周知につきましても、また広報等色々な機会をとらまえて努めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 国の指針に沿ってという言葉が何度も出てまいりましたけれども、これは自治事務ですよ。資産調査をするというのは斑鳩町にとっては自治事務で、自治体の裁量で出来る事務であるというふうに私は思っております。一定の指針は示されておりますけれども、それによって国が斑鳩町に対して何か罰則を与えられるというものでもないというふうには考えているということは述べさせていただいておきたいと思っております。出来るだけ簡略化はしていただいているというものの、生活保護と同じような状況の調査がされるというように聞き、色んなところでトラブルが発生している

ただ、今、部長は、救済のための制度だと言っていたいただきましたので、そのご認識に立っていただき、障害を持った方々とのそういった窓口でのトラブルであったり、書類



を書いていただくに当たっての相手さんのやっぱり人権を尊重する形での色々な説明、適宜きちとした対応をやはりしていただきたいなというふうに思っておりますので、それについては引き続きぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

・つ目なんですけれども、ここには福祉医療との関連性ということ、これにつきましては自立支援医療ということになってくるわけなんですけれども、この自立支援医療ということでは、今まで幾つか色んなことも申し上げてきましたけれども、私自身は、以前は福祉医療との関係の中で色んなことを申し上げてきたんですけれども、福祉医療の方に負担が重くなるかもしれないけれど、それでも手帳を持っている方はまだいいし、手帳を交付される可能性のある方なんかはいいんですけれども、この心身障害者医療助成事業の福祉医療の対象とならない、そういう方が、この障害者自立支援法に基づく自己負担額というものを支払っていかねばならないという状況の場合に、大変その方にとっては重い負担になってくるのではないかなという心配をしているところなんですけれども、補装具なんかも含めまして、地域生活支援事業や自立支援医療、それから補装具というふうに、これ、それぞれ上限を設定されているというふうに思うんです。ですから、負担額というのは非常に大きくなっていくのではないかな。

補装具なんかについても、保険がきくものときかないものとあるだろうし、保険がきくものであれば、普通にそういう医療としての扱いになるのか。それとまた、保険のきかない分について、その中で自立支援医療としての適用、それも手帳があるとかないとか、そこら辺の複雑な絡みについて私はすごく今心配をしているところなんですけれども、これについて町の方でどんなふうに、重い負担となることについてどんなふうに考えておられるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、生活保護基準に準ずる対象者の方で、自立支援法の減免制度を受けましても、定率負担を負担することで生活保護の対象となる場合につきましては、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額の上限額を引き下げたり食費等実費負担額について減額もしくは免除するという措置もございます。

また、更生医療の対象者のうちで、身体障害者手帳1級から3級までお持ちの方で、心身障害者医療費助成事業の対象者の方につきましては、所定の所得金額の範囲内であれば、福祉医療費の資金の貸付制度というのもご利用していただくことが出来ることとなっております。

また、身体障害者手帳4級から6級の方につきましても、更生医療費を負担することで生活保護の対象になる場合、生活保護の基準から外れるまで負担上限額を引き下げたり、食費等実費の負担額について減額もしくは免除をしていくという措置もあるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうなんです。今、部長説明していただきましたように、介護保険にはないんですけど、自立支援法にはかろうじて利用料を払ったりすることにおいて生活保護基準を下回るという見込みになる場合には、そういう手だてがあるんですね。そのことは、私自身もわかっておりました。本来介護保険にもそれ入れてほしいなと思ってたぐらいですけれども、自立支援法にはかろうじてそれが入っておりますので本当に困っておられる方についてはそういう手だてもあるんですけれども、私は京都府と京都市、京都市は独自ですけど、京都府が府下の各市町村と共に取り組みを進めてはる問題があるんですけれども、出来たらまた研究だけでもしといてほしいなと思いますので、ご紹介をしたいと思います。

今、生活保護から4分割、国の基準4分割と部長おっしゃられましたけれども、上限管理をする中で京都では6分割になっております。そして、国基準の2分の1を採用されている。しかも、地域支援事業、それから自立支援医療、それと補装具、これの上限総合管理制度をとっておられるというようなことが行われているわけなんです。このことをぜひご紹介をしておいて研究していただきたいというのは、支援費制度では、斑鳩町で多分、支援費の時はほとんど、90何%とかの方が無料やったと思うんですよね。今度逆に自立支援法になったら、そっくりそのまま同じぐらいの数の方が有料になるはずなんです。それで、障害者の2級、年金もらっておられて、6万6,000円の年金の方でも1万5,000円上限設定されているんですね。1級の8万3,000円いただいておりますという方については、2万4,600円まで上限が組まれている。今まで無料やったのが、月々そんだけ取られる可能性があるということについては、非常に障害を持った方にとっては大変な問題だということを、私は再度ここで明らかにしておきたいというふうに思っていて、この質問も入れさせていただき、京都の取り組みもご紹介をさせていただきました。また、今後、障害をお持ちの皆様方の状況を見る中で、京都府、京都市などが取り組んでおられる、市町村と共に取り組んでおられるこの状態につきましても、ぜひとも研究をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

まして、次の質問に移らせていただきます。

・つ目に書かせていただいています、地方自治体として拡充出来ることと配慮すべき点  
今、拡充出来る部分にも当たるようなことで、私、今、ちょっと京都の紹介もさせて  
いただきましたけれども、これにつきましては、私は社会保障制度の原則というものは  
負担は能力に応じて、給付は平等にというのが本来の原則であるというふうに考えてい  
るところです。そして、障害をお持ちの方も今までと大きく制度が変わってしまって、  
無料だったものが有料になってしまう、ほとんどの方がそうなるわけですから、やはり  
生活設計の問題があると思うんです。お金がかかってくるということは、私たちもそう  
ですが、生活設計が伴います。その配慮をやっぱり市町村はすべきではないかというこ  
とを、今、強く感じているところです。そのことをぜひお願いをしたいという思いがあ  
りまして、この・つ目書かせていただいているわけなんです、簡単に結構です、部  
長の方から、今後、自立支援法に基づく障害者の皆さん方に対する、配慮すべき点で結  
構です、お答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 配慮する点ということでございますけれども、この10  
月から始まります地域生活支援事業などの新たな自立支援法の施行に向けまして、利用  
者の方に対しての制度の周知ということで、十分にご理解をいただくような形での配慮  
というのは必要になってこようかというようにも考えているところでございます。

今まで、措置の関係につきますと、ほとんどの方々が無料でサービスの提供を受けら  
れておったのが、その逆転の現象が生じてきているというような状況でもございますし  
そういうことから、皆さん方には、当初、4月から始まりまして2カ月ぐらいですけれ  
ども、その間で自己負担をするということでも、我々としては、当初制度の開始時には  
色々なご不満な点もお聞きもする中であったんですけれども、この2カ月を過ぎた段階  
では、そういうことで、利用者の方々については、その負担ということにつきましても  
認識をしていただきご理解もいただいているような状況で、計画的にそのサービスも利  
用を、時間的な関係につきましても計画的にご利用をいただいているというような状況  
であろうかというようにも思っております。

それと、自立支援法でかかります、先ほどの減免制度の関係につきましても、自己負  
担の1割を助成するというようなことにつきましても、県の方に対しまして、この減免  
制度の拡充というのを県を通じ国の方に要望をしていくというような形の取り組みとい

うようなことで考えているということで、当町はこの対象者に対しての配慮すべき点と  
いうようなことでのご理解ということをお願いをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 奈良県でも、制度改定による負担増に伴いまして、障害者の  
方の施設退所者というのが、もう4月3日現在に発表されているだけでも5名いらっし  
やるんですね。斑鳩町の中にそういった方がいらっしゃるのかどうかと、そこまで私も  
調査はしておりませんが、4月3日の時点で5名いらっしやると。その後どうなってい  
るのか、ちょっと心配をしながらも、私自身も調査をよう進めていない状況なんです  
がそういったことも踏まえていただきまして、今後やはり市町村も、私たちもそうで  
すけれども、周りにいる人たちが、地域が一緒に、やっぱりその方の生活設計というものを  
重要視して対応していかなければならない。

一つ、私気になっていたのは、まだ国連の方では批准はされていないんですけれども  
国連の方で来年か再来年に決議されるということに、今、議論中であると言われている  
のが、障害者の権利条約というものがあるんです。多分採択も、来年、再来年の間に採  
択されるだろうと言われてます。これらの問題については、やはり国際的な流れという  
広い視野をあと一つやっぱり持って私たちも対応していかなければならないのではない  
かなというふうに考えているところです。ということは、今、日本が自立支援法を施行  
し、こういう制度をつくっていったけれども、国際的に見てこの制度がどうなのかとい  
う、そういった視点も私は今後も持ち続けたいというふうに考えているということ  
を申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問をさせていただきたいと思います。

ここに書かせていただいているとおりになんです、先日から、4月に授業参観が行わ  
れた後、東小学校、そして斑鳩小学校の保護者の方から、斑鳩小学校では3年生の保護  
者の方、東小学校では2年生の保護者の方から、参観に行ったけれども教室に入れな  
かったと、すごいたくさん的人数でびっくりした。今、割と少人数指導とか言われて  
いるのに、斑鳩の小学校ではこんな状況なんだな。そして、子どもさんたちが名簿を  
持って帰ってきたら、その名簿には40人を超える41人であったり43人であったり、  
名簿になってると。それは、障害児学級の方が通級をされる分についてのご理解は  
もちろんしていただいたわけなんですけれども、ただ、やはりそういった保護者の方  
々のご意見をいただく中で、やはりゆとりある学級編制というのは、低学年の場合  
希望もされてま

すし、奈良県は低学年の場合、少人数指導の研究としては、少人数での編制というものも低学年の場合は県も認めているということもあります。少人数指導として教員の加配を、斑鳩町もそれぞれの小学校にもらっておられる。この加配をいただくについての計画については、各小学校の校長の裁量であるということも承知はしております。

でも、それをまとめて出される教育委員会だと思ってるんですけども、その点につきまして教育委員会、保護者からそういうご希望も色々私自身もお聞きしているわけなんですけれども、特に東小学校におかれては、1年生は28人のクラスやけど、2年は40人で、3年になるとまた27人と、真ん中で低学年非常に、もういっぱいいっぱいのクラスが出てたりしますので、そういった隣の教室、横の学年の教室を見て余計にそういうことを思われている保護者の方がいらっしゃるんだろうと思うんですが、その辺について教育長のお考えをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいておりますように、斑鳩小学校の3年生、あるいは東小学校の2年生につきましては、普通学級で40人という学級がございます。先日の参加された時については、障害児学級も普通学級に入って交流すると、そういう授業をしていたんだというふうに思っています。

現在、学級編制につきましては、いつも申し上げておりますように、県の基準というのがございまして、それには普通学級が40名、そして今年から障害児学級については6名というふうに定数を、学級編制の基準を定められているところでございます。今も申し上げましたように、障害児学級と普通学級の交流と共同学習というものを実施いたしているところでございます。そうした中で、学級によって、交流時には41人以上になるという学級もございます。

しかし、各学校で、障害のある児童生徒の自立、あるいは社会参加に向けて主体的に取り組みを支援するという観点に立ちまして、出来る限り障害児学級担当教員が入り込みながら、普通学級の教員とのチームティーチングによる交流学級を運営いたしているところでございます。特に、交流時に41人以上の構成となる学級につきましては、必ず障害児学級担当教員も入り込んでおりまして、41人以上の児童生徒を1人の教員で指導しているというようなことはございません。また、町といたしましても、障害児教育の充実を図りますために、各小学校に障害児担当の講師を1名町費で配置をさせていただいております。

それから、少人数授業と少人数学級のことでございますが、国の方で「少人数授業等きめ細やかな指導」の実施に伴う教員配置というものがございます。これにつきましては、当町におきましては、平成18年、今年度ですが、斑鳩小学校で3名、西小学校で1名、東小学校で1名、そして斑鳩中学校で2名、南中で1名の加配が行われているところでございます。

この加配の活用につきましては、少人数学級を行うか少人数授業を行うかは、これは学校長の裁量ということになってございます。斑鳩町の小中学校につきましては、いずれも少人数授業を選択いたしまして、現在実施しているところでございます。

この中で、少人数授業を各学校が選択しております理由でございまして、少人数学級編制にいたしますと、当該学年のみでよりきめ細かな授業が展開出来るというふうに考えておりますけれども、少人数授業では、必要な学年、あるいは必要な科目に教員を充当することが出来まして、少人数授業の実現により、基礎基本の定着及び問題解決能力の育成を図りまして、学校全体の学力向上につなげていくよう努めているところでございます。

また、少人数授業によりまして、児童生徒にとりましては、より多くの教員から授業を受けることが出来ますし、複数の教員が様々な視点からそれぞれの児童生徒を見守って指導することによりまして、生徒指導上も好ましい状況が生み出されていくんではないかというふうに考えております。

このような理由から、現在、各学校におきまして少人数授業を選択いたしているところでございます。

町といたしましても、35人学級といったような少人数学級を町単独で採用するということについては考えておりませんが、現在、町費講師の教科補充も含めましてかなりの学級で少人数授業が実施出来るようになりつつございます。今後も、少人数学級、あるいは少人数授業、どちらにつきましても、その教育効果等につきまして様々な方面から調査研究して、より効果的な指導方法について工夫を重ねますように、各学校にも指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） もう少し言いたいこともあるんですが、ちょうど時間になりましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明15日は、午前9時から水道決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時01分 散会)

